

平成20年3月11日（火曜日）

議事日程第3号

平成20年3月11日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第 1 号 専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算（第10号））（質疑・委員会付託）
- 第 3 報告第 2 号 専決処分報告について（平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更）（質疑・委員会付託）
- 第 4 報告第 3 号 専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算（第11号））（質疑・委員会付託）
- 第 5 報告第 4 号 専決処分報告について（平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第 9 号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第10号 大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第11号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第12号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第13号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第14号 大仙市花の里づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 2 議案第 1 5 号 大仙市人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 6 号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 7 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 8 号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 9 号 大仙市中沢工場団地条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 0 号 大仙市荒川鉦山跡地観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 1 号 大仙市老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 2 号 大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 3 号 大仙市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 4 号 大仙市仙北高齢者センター条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 5 号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 6 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 7 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 2 8 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 2 9 号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

- 第 27 議案第 30 号 大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 28 議案第 31 号 大仙市試験研究圃場設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 32 号 大仙市西仙北曲屋民家設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 33 号 大仙市西仙北雄物川河川敷運動広場条例を廃止する条例の制定
について
(質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 34 号 大仙市神岡幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 35 号 大仙市仙北児童遊泳プール設置条例を廃止する条例の制定につ
いて
(質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 36 号 大沢郷財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
(質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 37 号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する等の条例の制定につ
いて
(質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 38 号 大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施
設条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 39 号 大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 40 号 大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 41 号 大仙市地域ふれあいセンター条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 42 号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指
定について
(質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 43 号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(質疑・委員会付託)

- 第 4 1 議案第 4 4 号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 2 議案第 4 5 号 仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 4 3 議案第 4 6 号 大仙市営土地改良事業の計画の概要について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 4 7 号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 4 8 号 工事委託に関する変更協定の締結について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への
繰入額の変更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変
更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会
計への繰入額の変更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額
の変更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更に
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れに
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れに
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れに
ついて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への
繰入れに
ついて
(質疑・委員会付託)

- 第 5 6 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 5 7 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 5 8 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 5 9 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 6 0 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 6 1 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 6 2 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 3 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 4 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 5 議案第 6 8 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 6 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 7 議案第 7 0 号 平成 1 9 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 8 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 9 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 7 号) (質疑・委員会付託)
- 第 7 0 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) (質疑・委員会付託)

- 第71 議案第74号 平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第4号) (質疑・委員会付託)
- 第72 議案第75号 平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予
算(第2号) (質疑・委員会付託)
- 第73 議案第76号 平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5
号) (質疑・委員会付託)
- 第74 議案第77号 平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会
計補正予算(第2号) (質疑・委員会付託)
- 第75 議案第78号 平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算
(第3号) (質疑・委員会付託)
- 第76 議案第79号 平成19年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第2号)
(質疑・委員会付託)
- 第77 議案第80号 平成19年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算(第1号)
(質疑・委員会付託)
- 第78 議案第81号 平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算(第4号)
(質疑・委員会付託)
- 第79 議案第82号 平成20年度大仙市一般会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第80 議案第83号 平成20年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第81 議案第84号 平成20年度大仙市老人保健特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第82 議案第85号 平成20年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第83 議案第86号 平成20年度大仙市土地取得特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第84 議案第87号 平成20年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第85 議案第88号 平成20年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)

- 第 86 議案第 89号 平成20年度大仙市奨学資金特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 87 議案第 90号 平成20年度大仙市宅地造成事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 88 議案第 91号 平成20年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 89 議案第 92号 平成20年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 90 議案第 93号 平成20年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
(質疑・委員会付託)
- 第 91 議案第 94号 平成20年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予
算
(質疑・委員会付託)
- 第 92 議案第 95号 平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 93 議案第 96号 平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特
別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 94 議案第 97号 平成20年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特
別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 95 議案第 98号 平成20年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 96 議案第 99号 平成20年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 97 議案第100号 平成20年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 98 議案第101号 平成20年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 99 議案第102号 平成20年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第100 議案第103号 平成20年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)

- 第101 議案第104号 平成20年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第102 議案第105号 平成20年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第103 議案第106号 平成20年度市立大曲病院事業会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第104 議案第107号 平成20年度大仙市上水道事業会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第105 陳情第71号 仙北中央農道(寺村橋～上り場)の大型車両規制に関する
ことについて (委員会付託)
- 第106 陳情第72号 水路改修に関することについて (委員会付託)

出席議員(29人)

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 大坂 義徳 | 2番 佐藤 文子 | 3番 小山 誠治 |
| 4番 佐藤 隆盛 | 5番 藤井 春雄 | 6番 杉沢 千恵子 |
| 7番 佐々木 昌志 | 8番 高橋 敏英 | 9番 |
| 10番 千葉 健 | 11番 渡邊 秀俊 | 12番 金谷 道男 |
| 13番 斉藤 博幸 | 14番 佐々木 洋一 | 15番 大野 忠夫 |
| 16番 武田 隆 | 17番 菊地 幸悦 | 18番 佐藤 芳雄 |
| 19番 橋本 五郎 | 20番 大山 利吉 | 21番 門脇 一男 |
| 22番 本間 輝男 | 23番 藤田 君雄 | 24番 高橋 幸晴 |
| 25番 橋村 誠 | 26番 佐藤 孝次 | 27番 鎌田 正 |
| 28番 北村 稔 | 29番 竹原 弘治 | 30番 児玉 裕一 |

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

| | |
|------------|--------------|
| 市長 栗林 次美 | 副市長 久米 正雄 |
| 教育長 三浦 憲一 | 代表監査委員 田牧 貞夫 |
| 総務部長 老松 博行 | 企画部長 佐々木 正広 |

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 市民生活部長 | 元吉峯夫 | 健康福祉部長 | 深谷久和 |
| 農林商工部長 | 藤原薫 | 建設部長 | 柴田勝三 |
| 病院事務長 | 富岡曉雄 | 水道局長 | 田口良邦 |
| 教育次長 | 相馬義雄 | 教育次長 | 今井聰 |
| 総務課長 | 進藤雅彦 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 局長 | 田口誠一 | 参事 | 高橋薫 |
| 副主任 | 伊藤雅裕 | 副主任 | 加藤博勝 |
| 主任 | 菅原直久 | | |

午前10時00分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは、3番小山誠治君であります。

○議長（大坂義徳君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に26番佐藤孝次君。はい、26番。

○26番（佐藤孝次君）【登壇】 おはようございます。

だいせんの会の佐藤孝次であります。議長から質問のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

昨日に引き続いての一般質問ということで、5つ項目を準備いたしておりました。質問の重複があるところでありましたが、多少は質問の視点が違う部分もありましたので、そのまま質問をさせていただきますので、ご答弁方よろしくお願いをしたいと思います。

初めに、市役所の業務体制についてお伺いをいたします。

合併4年目を迎える今年、「大仙市は一体」を市民との間で共有すべく、これまで旧市町村毎に多少なりとも差異のあった手数料金・使用料金について本格的な見直し、公平化・平準化が図られることとなります。重い負担を強いられると感じる市民が出てく

ることが想像できます。そのことは十分な説明を加えて、きっちり対応し、理解を得ることが必要なことですが、それについても事務処理、また、手続きに決して間違いがあってはならないことでもあります。まして金銭のかかわりについては市民からの不信を買うことは絶対に避けなければなりません。ままあった役所業務の不手際については、その都度反省をし、改善を加えているわけですが、改めて市長の職員に対する強い指導が必要と考えますが、見解をお伺いします。

また、今定例会に上程の市有施設廃止条例案、かなりの数にのぼりますが、それら施設の廃止後の安全管理、また、処理方等、財政が厳しい折とはいえ、今まで利用させていただいたものの事後処理はきっちりと対応すべきだと思いますが、これにつきましても答弁をいただきたいと思います。

次に、仙北組合総合病院移転新築の行方は、として質問をいたします。

過去に幾度となく繰り返されてきた質問であります。このことは圏域住民がその行方についてかたずをのんで見守っている、見つめている状況であります。

先頃、病院の運営委員会の開催があったとお伺いいたしましたので、その会議のてん末を差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思います。

地方の医師不足の問題、あるいは救急医療体制の問題等、新聞・テレビで見る度に組合病院はどうなるのかの思いが頭をよぎります。答弁方、よろしく願いをいたします。

次に、食料自給率の向上は図れるのかとして、農業問題についてお伺いをいたします。

「自らの国民を食べさせるに足る食料を生産できないような国を想像できようか。そんな国は国際的な圧力に従属する (be subject to) 国、危険に直面した国となってしまうだろう」アメリカブッシュ大統領が大統領になる前、共和党候補者として若手農業者を前に講演したときの一節だったと言います。

翻って我が国農政は、平成11年、水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱を決定し、翌12年、基本計画を策定の上、40%台に低迷する食料自給率を10カ年で45%まで5ポイント上げるべく目標を設定をして取り組んだのでありますが、全く上昇基調に乗ることなく、改めて平成17年3月策定された食料・農業・農村基本計画のもとでさらに10年間、平成27年を目途に同じく45%を設定したことであります。

しかし、先に発表の平成18年自給率が39%であります。

笛吹けど踊らずなのか、笛が鳴らないので踊れないのか、国際社会の中で国を維持することの難しさのあらわれなのか、1億2,000万国民の明日の糧となる食を生産、

消費、双方の合意をつくりつつ確保すべきがことの本質であるはずなのですが、そういった中で今年も一年間の営農計画を立て、作業に入る季節を迎えました。既に周年での営農を確立できた農家も相当数あるのですが、それとても一朝一夕のものではなくて、長年かけて培ってきたものの積み上げでできたもので、そこには食を担う者の誇りと、うやむやにできない哲学があるのだと思います。疲弊した地域農業等々言われる中で、じっと耐えながら頑張っておられる農家を思うとき、太くてブレない農政の基本がなければならぬと強く思うのですが、市長の見解を賜りたいと思います。

次に、バイオマスタウン構想策定についてお伺いをいたします。

その昔、江戸・東京の町民が出す人糞は、たくさんの肥船と言われる小船が隅田川、また、荒川をかけめぐりながら集められ、運ばれ、荒川捷水路から利根運河を経て利根川を遡り、千葉、茨城、遠く北関東までのお百姓のもとで肥やしとして使われたことの記述が今、東光和尚の小説の中にあります。関東平野は関東ローム層と言われる火山灰土壌ですから、やせ地だったことは明らかで、これを耕す農家にとっては貴重な肥料だったと思いますし、よって育てられ、収穫された作物は、今度は食料として東京に送られるという、まさに食の循環がこの地域にあり、江戸・東京繁栄の一因かとも思えることでもあります。そしてこのことは時代を経た現代、国が定めたバイオマスニッポン総合戦略で定義するバイオマス「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」に一致する、含まれるものだと思います。

一例として東京を挙げましたが、何も東京だけの話ではなくて、高度成長期前の日本ではごく当たり前のことであった。つまり、日本の半世紀前までは、誰が何を働きかけなくても国民生活そのものがバイオマス社会だったということになります。しかし、その後の経済成長は、社会のすべてを一変させ、人類はたくさんの有意を得て今日に至っているわけですが、失ったものの大きさにも気づいたということかと思えます。

近年、地球温暖化対策のための二酸化炭素削減、あるいは循環型社会構築の観点から、世界規模でバイオマスが注目され脚光を浴びている現状であって、我が国でも2002年12月、バイオマスニッポン総合戦略を閣議決定し、循環型社会を目指す長期戦略としたことでもあります。2010年（平成22年）までに300の町村を目標にしてバイオマスタウンを認定し、その取り組みを支援する方向とされていますが、そこで、それでは大仙市が循環型社会を標榜し、その取り組みを図るのかということになります。昨年9月、門協議員の質問には、地球温暖化防止の観点から、また、新たな産業雇用機会

の創出等期待できそうなので、今後の取り組みについて検討したい旨の答弁があったところであります。構想策定の視点としては、廃棄物系、未利用系と仕分けされるバイオマスの確保、収集・搬送の効率性、変換プラントの建設、再成バイオマス利用システムの構築等を挙げられると思いますが、何よりも域内住民の共通理解のもとでその推進体制が確立できるかが、かぎになるものと思います。市民総意でのバイオマス利活用社会の構築は、秋田県大仙市の強い個性を作り上げる有効な手だてと思いますが、改めて市長の見解を賜りたいと思います。

次に、消防団員欠員対策についてお伺いをいたします。

先程申し上げましたが、昨日の大野議員の質問と重複の部分があります。

広域消防署の再配置計画も、それぞれ住民合意を取りつけながら、最終、西分署建設に向け用地造成が進められると伺っておりますが、その配置位置については市内一円、通報からの最短時間、道筋等、十分検討を重ねた、その上での決定ですから、初期消火の体制は整えられることとなります。そうした中で延焼防止、あるいは二次火災防止が消防団の活動分野になります。もちろん日頃の火災予防啓蒙が主な活動であるわけですが、さらに近年、ほ場整備の進展、また、水路・側溝の整備が短時間の水の集中となることから多少の降雨でも思わぬ場所での洪水が頻発するという悪影響が生まれてきました。これについても団員の出動が要請されますし、大変な苦勞をいただいていることであります。

ところが定年を迎えて引退した団員の後を補充できないまま活動に支障を来している分団が市内各地に生じております。数字であらわしますと、大仙市消防団定数1,691名中実員1,397名、実に300に近い欠員というのが現状であります。ただ、これは団員の勧誘を黙って手をこまねいていたものではなく、それぞれポスターを張り出していただいたり企業を訪問したり、分団の幹部の方々は個別の訪問をして勧誘を試みるのですが、なかなか加入してもらえない、忸怩たる思いのことだろうと思います。

急速に進展する高齢社会、何かにつけて地域を守ってくれる消防団員の確保は必要なことであります。その確保策について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

町内自治会との間で協議の場を持つなり、あるいは推薦をお願いするなど、従来に増した方策での対応をしないと、慢性的な不足から機能不全に陥ることになります。素早い展開が必要であろうと思います。

以上で一般質問、登壇での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 26番佐藤孝次君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤孝次議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、市役所の業務体制についてであります。

初めに、使用料・手数料等の見直しに関する市民への説明につきましては、市民との協働の理念から十分な理解を得ることが重要でありますので、市広報予算特集号や地域協議会、あるいは各地域の会合等あらゆる機会をとらえてご理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市役所の業務のチェック体制に関する指導につきましては、常日頃から徹底を図ってきたところでありますが、合併してから3年を経過しようとしているにもかかわらず職員の事務の不手際が続いていることに対しまして、改めてお詫びを申し上げます。

こうした事務処理上の不手際の根底には、管理職も含めた職員相互の連絡の不徹底、連携の不十分さがあると認識しております。間もなく人事異動が行われ、新しい体制のもとで新年度が始まりますが、不手際が発生したこれまでの経緯や現況を踏まえ、職員相互の縦と横の連携、意思の疎通を確保するために、事務引き継ぎの方法等の再点検を指示したところであります。

具体的には、引き継ぎに際して課長等管理職が立ち会いのもとで行うなど、処理が未完了な業務や懸案の課題が担当者同士だけでなく、確実に複数の職員に引き継がれていくよう引き継ぎ方法の明確化を図るとともに、使用料や手数料などの歳入の伴う業務に関しては、現在の業務の流れや会計システムの再点検について今期から実施してまいりたいと考えております。

また、特定の職員や班などに業務が偏ることのないよう配慮することや事業の進捗管理するなど、管理職が果たすべき役割と責任の自覚を徹底させ、同時に職員、職員団体などとも協力しながら職員相互がコミュニケーションをとりやすい職場環境づくりに取り組み、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目、公共施設の廃止後の問題に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、仙北組合総合病院の移転新築についてであります。

ご質問の仙北組合総合病院の運営委員会は、農村医療保健施設拡充強化推進に関する

事項及び病院経営改善に資する事項、農村医療保健の改善並びに啓蒙宣伝に関する事項、その他病院運営上必要な事項について病院長の諮問に応え意見を具申するとともに、病院運営に協力することを目的に設置されているものであります。

2月18日に病院の運営委員会が開催され、病院側より病院の概況や収支状況、入院・外来の状況、救急患者の取り扱い状況など、秋田県厚生連からは厚生連の全体の収支状況や医師の充足状況等について説明があったところであります。

仙北組合総合病院の移転新築に関しましては、厚生連経営管理委員会会長の挨拶や、会長の挨拶に関連した質問に対する厚生連理事長の回答の中で触れられたところでありますが、厚生連から県の9月議会に示された厚生連病院の整備に対する新たな支援策を踏まえた経営改善計画を策定し、所管庁である農林水産省と協議を重ねてきたが、農水省からは自己資本不足等について指摘があり、新たな病院建設を進めることは難しい状況と報告されております。

また、知事も農水省経営局長を訪問し、新たな病院建設に対し理解してくださるよう要請しましたが、理解を得られるまでに至らなかったと報告があったところであります。

市といたしましては、大仙仙北圏民が安心して受けられる医療体制づくりを喫緊の課題としてとらえており、地域医療の中核病院である仙北組合総合病院の移転新築計画を早期に示していただくため、県及び厚生連へ要望を続けるとともに、地元自治体としての支援のあり方について仙北市、美郷町と協議しているところであります。

なお、仙北地域振興局が主体となり、管内の基幹的病院の再編・ネットワーク化のあり方の検討及び管内の基幹的病院の改築整備に関する検討を目的に、地域振興局、県担当課、関係町村、仙北組合総合病院及び厚生連での地域医療ワークショップが開催されることとなりますので、この中で協議を進めてまいりたいと存じます。

質問の第3点は、農業問題についてであります。

食料自給率については、我が国は食料の6割以上を海外に依存しており、このことは国内で自給可能な米の消費量が大幅に減少する一方、輸入依存度が高い肉類などの畜産物や油脂類の消費量が大幅に増加したことが大きな要因と考えられますが、こうした状況は極めて憂慮すべきことと考えております。

このことから、国では経営感覚にすぐれた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携の強化、効率的な農地利用の推進を重点的に取り組むとして平成27年度に食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げております。

食料自給率を高めていくためには、日本型食生活への見直しを進めながら、安全な食料の安定確保に努めることが必要と考えております。

今後の農政の基本としては、需要に応じた米生産を進めながら大豆や野菜等複合作物の生産を拡大していくことが重要であり、こうした取り組みも食料自給率の向上に寄与するものと考え、集落営農組織等担い手による複合型農業を推進しているところであります。

また、消費面でも学校給食への地場産品の活用の拡大や直売活動への支援を通じて地産地消を推進するとともに、食育を推進しながら栄養バランスのとれた日本型食生活の実践を促してまいりたいと考えております。

質問の第4点は、バイオマスタウン構想の策定についてであります。

バイオマスの利活用につきましては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山村漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について対策が講じられてきているところであります。

具体的な行動計画としてバイオマスタウン構想を策定し、それぞれの地域内においてあらゆる関係者の連携のもと、様々な種類のバイオマスが総合的に利活用されるシステムの構築と安定的かつ適正なバイオマスの利活用を図っていくものであります。

本市においてもバイオマスタウン構想の策定は必要であると考えており、構想策定に当たっては、大仙市にとってどのようなバイオマスの利活用が最も適しているかが大きなテーマとなりますが、食品残渣や家畜排泄物等のバイオマスを原料とした堆肥の製造を初め、廃食油を利用したバイオディーゼル燃料、飼料米や米を利用したバイオエタノール等の燃料製造、バイオガスからの発電など様々な取り組みが考えられ、大仙市の風土に合った構想の柱となるバイオマスは何かを検討するとともに、事業に対する市民の意識も醸成していかなければならないものと考えております。

また、構想策定の条件として、区域内に潜在的に存在する廃棄物系バイオマスの90%以上、または未利用のバイオマスの40%以上の活用に向け、総合的なバイオマス利活用を進めるとともに、さらには関係者が協力して安定的で適正なバイオマス利活用が進むものであることなどがあります。

新年度は畜産環境調査を実施し、堆肥量の実態把握を行うとともに市内に燃料用の菜の花作付実証圃を設置し、県の菜の花バイオエネルギーチームとの連携を図りながら菜の花のバイオエネルギーの調査・研究を試験的に行いたいと思っております。

また、北海道や新潟県で行われておりますバイオエタノールの先進事例も参考にし、多岐にわたる課題を整理しながら、市としてどのような取り組みができるのか、関係機関等と連携をとりながら、市民とともに理想的なバイオマスタウン構想策定に向けて十分調査・検討してまいりたいと考えております。

質問の第5点は、消防団員確保対策についてであります。

合併で大仙市消防団が発足して以来、これまで資機材の更新や被服の統一など消防団と協議しながら計画的に進めてまいりました。

具体的な消防団員の確保に対する市の取り組みとしては、第1に消防団員の活動服や半纏など被服を刷新し、ヘルメットの計画的配備を図るなど安全装備の充実を図り、団員の士気高揚に努めております。

第2に、サラリーマン団員の増加に対応するため、消防団協力事業所表示制度を立ち上げ、消防団に協力くださる事業所の確保とイメージアップを図っております。

第3に、自主防災組織の結成や防災リーダーの養成を目的として来年度計画されている安全・安心アカデミーの開催に合わせ、町内会や地域の防災リーダーの皆様へ消防団の必要性を呼びかけてまいります。

第4に、女性が入団しやすい機能別団員制度や消防団OBを活用する消防団協力員制度を検討しております。

また、どうしても地域住民による団員の充足が困難な支団・分団につきましては、市職員の入団も視野に入れ検討してまいりたいと思います。

いずれにしても消防団の定数確保は、緊急の課題と認識しており、今後も引き続き新時代に即した消防団組織はどうあるべきか、関係機関と協議・検討し、消防団活性化に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 市有施設の廃止後の対応につきまして、お答え申し上げます。

施設の廃止理由につきましては、老朽化によるもの、類似施設との統合によるもの、また、民間へ譲渡するもの、また、ほとんど使用されないことによるものなどとなっております。廃止後、別の目的で再利用できる施設につきましては、必要度を調査し整備することとしております。また、解体する前には、民間での利用ができないかなどの検討も行うこととしております。

今定例会には24施設につきまして条例廃止を提案しておりますが、そのうち目的を変えて利活用する施設が1施設、譲渡を検討している施設が2施設、重複する目的を整備する施設が2施設、建物のない施設が10施設などとなっております。廃止後に建物等の管理が必要な施設は9施設というふうになっております。これらの9施設につきましては、直ちにすべて解体することは財政上困難であることから、老朽化の度合い、また、地域の環境等を勘案の上、順次解体してまいりたいというふうに思っております。

また、解体に至るまでの期間につきましては、事故等がないよう必要な措置等を講じながら適切に管理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大坂義徳君） 26番、再質問ありませんか。はい、26番。

○26番（佐藤孝次君） 大変ご答弁ありがとうございました。

項目の1番、2番については答弁を求めませんが、いずれそのことにあつては行政と市民との間できっちりした信頼を築くというのが一番大事な観点だろうというふうに思いますので、そのことについては念には念を入れて、入れ過ぎだということはないと思いますので、ひとつ対応していただきたいなというふうに思います。

それから、次の2番について、これも答弁としては求めたいと思っておりますが、いずれ組合病院がどうなるかという部分、いろいろ気にはなっておったということで、先程の市長の答弁でかなり難しい状況にあるというのは垣間見えたということだかと思っております。ただ、だからといってそういう状況をそのままいいという話には絶対なり得ない話だと思っておりますので、粘り強く対応をしていただきたいと思っておりますし、先頃、湯沢の議会の新聞記事があったわけですが、厚生連側から病院の財政事情がとても苦しいので市に引き取ってもらえないかとかというような記事があったかなというふうに見ていますが、市ではとてもとてもそれは受け入れきれないというようなことだったと思いますが、いずれいろんな問題をはらんでいる状況にある組合病院だと思っておりますので、十分練り合わせながらその対応について進めていってもらいたいなというふうに考えるところです。

農業の問題について質問をさせていただきますが、食料自給率という観点でそれぞれ今回質問をさせていただきましたが、昭和40年には73%の自給率があった、国のカロリーベースということですが、そういった形のものが昭和60年には53%になったと。平成16、7年あたりは40%で推移しているので、10年かけて5ポイント上げたいというのが国の方針だったわけですが、18年にはさらに1ポイント下がった39

%になったと。その間どういう農業施策があったかと言えば、昭和45年に米の生産調整ということで減反の制度が始まって、以来、食管法から平成7年には食糧法に変わったという大きい一つの変わり目がありましたし、改革大綱と言われるものは5つにわたってここまできていると。その改革大綱と言われる部分が何を目安にした形でその方向づけがなされてきたといえ、1つのポイントは、間違いなくこの食料自給率というものがあったはずだと思うんです。それが全く改善されないままさらに落ちるという状況、このことでどういう農水省で反省の弁をしているかという、消費面で食生活の見直し等の必要性、生産面で主要品目毎の生産性や品質等の向上に向けた課題に対する取り組み手法に不備があったと、こういうような反省の弁をしているわけです。いずれこの話は18年・19年にこの話をしているわけですから、平成12年に10年間でと言った時点で既に食料の状況というのはそういう方向づけできちっとあったのに、その部分に入っていないかというような感じ方もします。とてもその、今そして今年も緊急対策だということで、さらに1反歩、休めば5万円なの3万円だという話をされて、そのままくっついていく農家の辛さというのを実に感じるわけで、これ、アクションサポートチーム、去年おとし市で作った集落営農法人化支援センターの中心のものなんです、その編集後期の中にとっても農家の思うところが書かれておったわけですが、いかにも国がその方向づけをするのに農家の部分を見ていってくれないなという思いをつくづく感じてしまうということです。ただこれは国の農政だけで、その出先で、そのものを現場でやらねばでぎね市の職員の皆さんにこんな話をしても何ともこれはしょうがないかなとは思いつつ、ただ、市でやれることって何があるのかなと考えたときに、少なくとも今、圃場整備されたその水田、大規模で作られた水田に、せめて保全管理だとかという形をつくっていただきたいわけですよ。少なくともこの部分については、今、集落営農であるとか、あるいは法人だとかというそれぞれの積み上げもあるわけですから、その部分についてきっちりした作付けをしていただくと、少なくとも食料となれるべきものを作付けしていただくという方向づけは、是非ともこれは市でやっていただきたいなというふうに考えるわけですし、やっぱり農家というのはそこに、我が国の国民が食べるものを作っているんだというその誇りと、その哲学は間違いなくあると思いますので、その部分について市ができることに対応していただけないものかなと。それをうまく振り分けるといったら変な話になりますが、少なくとも100%そこには作物が作付けられているという状況をつくっていただきたいなと

いうふうに考えるわけですが、そのあたりについては何か所見がありますでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤孝次議員の再質問にお答えいたします。

この農業問題についてであります。私も議員ともの考え方は一致しているつもりであります。確かに、せっかくほ場整備をしたその田んぼが作付けされないということは、これは大変なことありますので、やはりそこに食料になるものがきっちり作付けされる、あるいは食料といいますか、それは家畜の食料でもいいわけですけれども、そういうものがきっちり作付けされるということが、まず大原則で始まらなければならないと思います。国の施策というのも、やっぱりそこからスタートしなきゃならないものではないかと思っています。そういう形で大仙市としてはできるだけ、これだけのいいほ場を持っているわけありますので、ここに何とか植えてもらう、植えたものをやっぱり売る、こういうことをやっぱりやるのが我々ができることではないかなと思います。国は全体の大枠を示しておりますけれども、もう少ししっかりした指導をしてもらいたいという気持ちはあるわけですけれども、それを言ってもしょうがないので、我々大仙市、やはりその農業を大事にするということで合併した大仙市でありますので、そこはしっかり我々、市の農政としてやることはやっていかなきゃならないというような覚悟でいるところであります。そのためには様々なやはり投資をしていかなきゃならない、市がやっぱり企業を応援していかなければならない部分がありますので、できるだけ行政を効率化して投資的な費用を出して、やっぱり農家の皆さん、あるいは農業を応援していくという、そういう姿勢展開にしていかなきゃならないものというふうに思っております。今この大きい面的な問題では、まず大分大豆、すずさやかを含めて大豆というものが相当なやはり栽培レベルも上がってきているように思いますし、ここでやはり大きな面的なものをやっぱりカバーして、大仙市の大豆が大きい意味で米に次ぐ、面的、あるいは量的なものとして外に出れるようなことをまずしっかりやらなきゃならないと思いますし、あと様々な農家の皆さんの取り組み、花きであるとか様々な野菜、その他を含めて特色ある作物を積極的に応援していく、そういう形でまず我々の地域の中で循環させること、循環させるというのは食べ物はまず自分のところで作ったものを自分たちがまず食べて、いいものであれば外に出すと。こういう戦略をやっぱり基本としながら我々市農政というものを考えていかなきゃならないと思っております。

それからもう一つ、ちょっと質問に答えはらないということで、仙北組合総合病院

の問題でありますけれども、先程答弁はいろいろなことがありまして、運営委員会で質問といいますか協議されたことをできるだけ正確にお伝えしたということでもあります。これは様々折衝交渉事でありますので、まず知事が経営局長に会ったということもお話しましたけれども、厚生連病院の国の所管は農水省であります。ただ、私も含め県の考え方、知事の考え方も、いわゆる自己資本の問題であるとか固定費の問題であるとか、いわゆる農協全体の経営の問題ではないという形で、それはあくまでも医療を確保する問題として国と当たっていくということでもあります。ただ、厚生連の所管が農水省でありますので、まずここの経営局長の段階では、やはりいわゆる農協経営という問題の中で一定の見解が示されたのだらうというふうに私は受けとっております。まだまだ様々な形で打開する道はあるものと考えて、あまり悲観的にならないで、前向きに動いているところでありますので、ひとつご理解願いたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 26番、再々質問ありませんか。はい、26番。

○26番（佐藤孝次君） 次に、バイオマスの構想の話に移りますが、その構想について策定をしたい旨の市長の答弁だったわけですが、いずれ先程登壇での質問の中に4つの視点があるだろうという話を申し上げたんですが、それぞれ今、市役所の中の業務の中に包括される部分が、あるいは市民生活課、あるいは下水道課、あるいは農政課という形でいろいろわたっているというかそういう状況でこの構想の内容が含まれているものだと思いますので、いずれ国の方の窓口というのが農水省になっているようですが、こっちの方の仕組みとしては、それを横断的な形でチームを作った上で対応していただきたいものだなと考えていますが、この辺については市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員ご指摘のとおりだと思いますので、我々市全体としてこの構想に取り組むという考えであります。ただ、我々は農村地帯でありますので、一番やっぱり現実的な構想というのはバイオマスタウン、農水省の構想といいますか、そこに提示することだと思います。国の段階では、経済産業省の窓口があったり、観光庁があったり様々でございます。ただ、我々はやっぱり地域の中で、地域内循環というかそういう考え方で物事を考えるべきだと私は思っておりますので、全庁的な形で、関連する部分でその仕組みを作りながら議会の皆さんといろいろ協議しながら、実行できるような計画を立ててみたいというふうに思っております。

○議長（大坂義徳君） 26番。

○26番（佐藤孝次君） 最後に、消防団の団員の確保ということですが、昔というとなんてですが、今ここに職業別に団員の構成があるわけですが、自営という割合が随分少なくなっていて、割合として少なくなっておって、市内、あるいは市外に勤めているという団員が7、8割方いるという状況であります。これ昔ですと、その7、8割の方が実は農家だったわけで、農家の人がその当時はきちっと家にいて農家をやっていたという人が消防団員をやってそのまちを守っておったと。それが農家の人が勤めていく状況が随分多くなったもので、むしろ今は自営と言われる2割方の方は、まちのあんちや達というか、その人がむしろ今このまちを守っていくのは我々だという思いで入っていただいている消防団員が2割方になったということだと実は理解しています。そういった中で、何しろその300人近い欠員がいるわけなので、その部分を少なくとも埋めていこうと考えた際は、やっぱり今、市では強い思いで町内会、あるいは自治会に対して手厚くといったら変でしょうか、応援をしておるわけですので、少なくとも自分方の地域は自分方が守るという思いをつくる、その部分に消防団員もくくりの中に入れて方向づけをしていくべきだろうというような思いもします。それぞれ積載車、ポンプは積載車に搭載されて今それぞれ歩くようになりましたので、昔の過搬式ですと、何とか人の手を借りても、市民の手を借りても、何とかその現場に行って火を消そうという状況がくれたわけですが、今ですと車で動くわけですから、なかなかその部分の応援ももらえないという状況なので、団員の確保はまさに大事な話だというふうに考えておりますから、その辺についてきっちり対応していただきたいものだなというふうに考えますので、ひとつよろしくどうぞお願いします。この部分については答弁は結構です。ありがとうございました。終わります。

○議長（大坂義徳君） これにて26番佐藤孝次君の質問を終わります。

申し上げます。ただいま一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩したいと思います。なお、本会議は午前11時に再開したいと思います。

午前10時49分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、国民健康保険事業についてお尋ねいたします。

国民健康保険税は、昨年、所得割税率と均等割額が上がったために住民税の増税も重なり、これまでにないほど重税感に悩まされました。加えて灯油やガソリンの値上げ、米価の下落で、本当に金策に追われたこの頃でありました。

さて、国保会計は後期高齢者医療制度に伴い、事業内容には大きな変化があります。歳入を見ますと、国保税では後期高齢者の新制度への移行に伴い、国保加入者約4万人のうち24%に当たる9,700人が、今度は国保を脱会し後期高齢者医療制度に加入することになるわけですが、そのことによって国保の医療給付費は現年課税分はわずかな減額となるものの、新たに後期高齢者医療支援金の新設、介護納付金現年課税分の大幅増額などで国保税収入は19年度の6月補正時よりも約5,300万円ほどの増額計上となっております。

そこでお伺いいたします。支援金課税分の新設などによりまして、今後の国保税の6月に向けての税率改定が大変心配であるわけですがけれども、6月国保議会に向けての考え方をお尋ねいたします。是非とも国保税引き下げを検討していただきたいものと加えてお願いいたします。

2番目に、20年度予算の主な事業説明にありますように、国保加入者に対してこれまで実施してきました、がん検診の一部助成を廃止するという、そして人間ドック事業やはり・きゅう・マッサージ施術助成の縮小を掲げております。

さて、昨年11月1日号の広報だいせんには、19年度施策事業7分野22施策の満足度ランキングが発表、掲載されております。第1位は保健・医療の充実で、コメントとして「全施策中、最も高い評価を得ました。今後も市民の健康増進・健康維持などの支援を継続し、各種検診の受診率100%を目指して働きかけていくことが大切です」と書かれてあります。このような結果やコメントの背景には、これまで国保で実施してきました各種検診の自己負担分の助成や40歳以上を対象としたはり・きゅう・マッサージへの施術費助成、脳ドックも含めドック検診料の助成などの保健事業も大きく貢献していると考えます。これらのサービスは、国保加入者が比較的所得者が多い中で税金の中でも最も高い国保税を強いられていることから、少しでも負担軽減を図る意味で大きく評価できるものであります。

老人保健法の改定や高齢者医療制度の導入で75歳以上の方の検診に制限や自治体の

努力義務といったことなどへ後退するなどの問題はありますけれども、依然として高齢化率、がん死亡率、自殺率トップの秋田県で健康増進と病気の予防、早期発見の治療に向けた取り組みは自治体の重要な仕事だと思います。受診率を上げることも大切ではありますが、まずは裾野を広げる、受診者を増やすこと。そのための、かかりやすい検診体制をどうつくるかが大切なのではないでしょうか。その意味で国保でのがん検診自己検診分の助成を廃止することは、是非ともやめてもらいたいものだと思います。また、ドック費用は高額であるだけに、現行の助成を維持していただきたいものだと思いますが、この件に対する考えをお尋ねいたします。

2番目に、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。

後期高齢者医療制度が始まる4月1日までは1カ月を切りました。同制度は75歳以上の高齢者を現加入している国民健康保険や被用者保険から切り離し、75歳以上の高齢者だけの新しい医療保健に組み込むもので、年金からの保険料天引きとともに保険料が払えなければ資格証の発行や受けられる医療内容も74歳以下の人と比べて制限されるという、大変差別医療と言えるようなひどいものであります。

制度が知られるにつれ怒りの声は広がり、全国で中止・見直しを求める地方議会の意見書は512にのぼっております。こうした中で我が党と民主党、社民党、国民新党の野党4党は共同で2月28日、衆議院に対して後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出したところであります。法案は制度導入の撤回とともに、同時に実施予定の70歳から74歳の病院窓口負担の2割への引き上げ、さらに65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止させると、こういう内容になっているわけです。私は後期高齢者医療制度は、きっぱり廃止すること、これを求める立場ではありますけれども、現実には4月1日に迫ったこの制度実施がされるもので、これまでの市の対応については是非とも伺っておきたいと思います。

市では後期高齢者医療制度について、数回にわたり市広報にこの制度の内容について掲載するとともに、2月19日から2月27日にわたって住民説明会を開催し、その周知に努力されてきたようであります。新たな制度は大きな負担と医療内容の制限を伴うものでありますから、そもそも理解や納得を得られるには難しい問題だと思います。それでも内容を知ってもらう必要もありますし、知ってもらうには高齢者の事情に合わせたきめ細かな時間も回数も重ねた説明が求められるわけであります。

そこで伺います。住民説明会にどれだけの高齢者が参加したのか、開催地ごとの人

数と参加者からはどのような質問や意見が出されたものかをお知らせいただきたいと思っています。また、高齢者の皆さんがこの制度について、どれだけ理解していると認識されているのか、また、あわせて今後の周知への取り組み等についてお知らせいただきたいと思っています。

2つ目に、後期高齢者医療保険制度の実施に伴い、20年度から新たに新年度予算書には後期高齢者医療保険特別会計が創設されました。それを見ますと、後期高齢者医療保険料は6億7,704万2千円で計上されております。そのうち8割の5億4,000万円ほどは年金収入月1万5千円以上で年金から天引きされる特別徴収であります。2割の1億3,540万円ほどが年金1万5千円未満のために、また年度途中で75歳になる人ということで年金から天引きできない普通徴収の方であります。年金から容赦なく天引きされる特別徴収は100%の収納率となるわけですが、普通徴収の場合には滞納、未納の発生は避けられません。参考までに、介護保険でも保険料改定も加わり、滞納・不納欠損額は増加しており、1号被保険者の2.1%、普通徴収者の14.6%が滞納しているという報告があります。65歳以上を1号被保険者とする介護保険の収納率を、この後期高齢者医療保険の収納率にそのまま当てはめるわけではありませんが、普通徴収の中でも低額年金、無年金者の多くが滞納せざるを得ない状況となるのは想像にかたくありません。新制度においても1年以上滞納すれば特別な事情がない限り資格証明書が発行されます。病院にかかるときは全額窓口負担となります。保険証がないために病院にかかれないまま死亡するといった事態は何としても避けなければなりません。このような高齢者の健康状態の把握、医療機関への適時受診を勧めるような医療サービスをきっちりと受けられるようにするために、税務課、援護福祉課、保健センターの連携による特別の高齢者健康管理支援システムというふうなものも必要なのではないでしょうか。

そこで伺います。市内には普通徴収となる年金月額1万5千円未満の方、無年金者は何人いるのでしょうか。また、滞納資格証明書の発行された高齢者の健康管理支援システムのような対策が必要と思いますが、どう考えるかお尋ねいたします。

質問の最後に、水道料金についてお尋ねいたします。

最初に、私はこれまでも大曲の水道料金について少量使用家庭の基本料金の軽減について予算質疑、一般質問、討論などで繰り返し求めてまいりました。昨年第1定では、量水器口径条件をやめ、使用基本水量に基本料金とするよう求めてきたわけでありませ

この質問に対する水道局長は、新市で水道計画を策定し、新たな水道料金体系や市内の水道料金統一化について構築することになっており、大仙市水道事業基本計画を18年・19年度の2カ年で策定いたしますと答弁しております。

そこで伺います。大仙市水道事業基本計画に盛り込んだ新たな水道料金体系や市内の料金統一化の内容はどのようなになっているのか。また、大曲の少量使用家庭にとって軽減の図られる内容になっているものかどうか、お知らせいただきたいと思います。

最後に、昨年、第1定例会で私は、南外地域の簡易水道においてメーターを設置していながら自宅に配管をしていないために未使用となっている274戸について、料金を取り続けることは問題であり、中止届けなどのしかるべき手続きの周知を図るべきだというようなことを申し上げましたが、その後、一定の対策、調査なども進められてきたようでありますので、これまでの経過と結果についてお知らせいただきたいと思います。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、国民健康保険事業についてであります。

初めに、平成20年度の国保税の改定についてであります。

平成20年度国保事業は、後期高齢者医療制度に伴い大幅に変更されており、予算については国からの資料に基づいて編成しておりますが、後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金などの負担金については、国では4月に額を確定することとしております。このため現段階では不確定要素が多く、国保税の税率については6月の所得が確定した段階で検討することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、国保被保険者のがん検診一部負担助成及び人間ドック助成についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律において生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、20年4月から特定健康検査等が義務化されたところでありますが、検診率の目標を達成するため、この事業に要する費用が年々増加し、国保加入者の負担にも影響することが予想されます。このため、がん検診については国保以外の方と同様、一部負担をお願いすることとし、人間ドックについては他市の助成状況を勘案して定額助成としたものであります。また、75歳以上の方については、後期高齢者医療制度に移行することから、国保税からは助成はしないこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

質問の第2点、後期高齢者医療制度に関する質問につきましては市民生活部長から、質問の第3点、水道料金に関する質問につきましては水道局長から、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（大坂義徳君） 次に、元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 質問の第2点は、後期高齢者医療制度についてであります。

初めに、住民説明会の参加者及び質問内容と今後の制度周知についてであります。

住民説明会につきましては、広報2月1日号への掲載と各地区老人クラブ会長宛てに開催通知をいたしまして、出席者は大曲地区100名、神岡地区23名、西仙北地区21名、中仙地区24名、南外地区34名、協和地区10名、仙北地区36名、太田地区7名で、合計255名でございます。

説明会での主な質問や意見といたしましては、保険料が数年後には国保税より高くなるのではないかと、また、診療内容が変わるのではないかとという内容や個人的な内容の質問が多くございました。

今後の周知につきましては、市では広報に随時掲載することとしております。また、国や県においても広報やメディアを通じまして、3月中旬以降、集中して周知すると伺っておりますけれども、説明会の状況から考えますと、今後は住民個々個別の相談に対する対応が重要ではないかというふうに感じておりますので、今後は親切・丁寧な窓口対応を徹底してまいりたいというふうに存じております。

次に、普通徴収となる方の人数につきましては、後期高齢者制度に移行する方が約1万5,300人で、そのうち年金月額1万5千円未満及び無年金者の方は約400人ぐらいというふうに考えております。

次に、資格証明書を発行された場合の高齢者の健康管理につきましては、低所得者の資格証明書発行につきましては、交付対象から除外するよう広域連合に働きかけていくとともに、医療機関を受診できないということがないように、市といたしましても関係各課で十分に連携を図って対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 次に、田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 質問の第3点、水道料金についてお答え申し上げます。

初めに、新たな水道料金体系や料金の統一化につきましては、今年度策定の大仙市水

道事業基本計画において大仙市東部地区の簡易水道整備及び既設の水道施設の改良・更新など施設整備にかかわる計画、水道事業の統合整備及び事務の合理化にかかわる計画、そして水道事業の収支にかかわる計画をその内容に盛り込んでおり、ご質問の水道料金につきましては、この基本計画の内容をもとに20年度策定予定の地域水道ビジョンの中で具体的に検討することとし、水道事業収支の健全化及び地域毎の料金格差の是正を図るとともに、少量使用家庭の負担軽減も考慮した基本水量の設定など新たな水道料金体系を策定し、統一並びに改定について21年度からの実施を予定しております。

次に、南外地区簡易水道のメーターの設置についてであります。水道料金については加入の申し込みがあり、メーターを設置した段階で水道水の使用にかかわらず基本料金を徴収しております。

南外地域におきましては、平成4年の荒沢地区簡易水道の拡張及び平成5年の南楯岡地区の給水開始の際にも配管の宅地内接続の有無にかかわらずメーターを設置した加入者からは基本料金を徴収してきた経緯があり、平成16年度からの南外地区簡易水道の一部供用開始に当たっても従来との整合性を図ることから、この基本料金体系を住民に説明した上で徴収してきたものであります。

しかしながら、加入の申し込みをし、長期間にわたって未接続状態が続くことは、水道未普及地域の解消のため実施した施設整備事業の本来の目的達成が図られていないことであり、自宅に接続していない世帯及び接続していても使用していない世帯で基本料金のみ徴収している274戸のうち、平成19年7月時点での未接続239戸に対し、接続についてのお願ひ文書を配布するとともに、12月までにわたって対象全戸の個別訪問を実施するなど接続促進に努めたところであります。その結果、30戸から接続していただき、4戸が中止という形になっております。残りにつきましては、今後とも継続して個別訪問等により接続促進に努め、健全な水道事業の運営を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 2番、再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） それでは、一つずつ聞いてまいりたいと思います。

まず、国民健康保険税、支援金等は4月に算定されるというふうなことで、はっきり決まらないので税率等は6月にというふうなことのようですけれども、いずれ国民健康保険税の現年課税分の約2割が未収金という、滞納という状態。また、過去滞納繰越分

も合わせれば6億円以上の滞納というふうな実態が生まれているわけで、現実的に国保加入者の担税力というものは、ほぼ、担税力はまず下がっているというふうなことで、国保税を引き上げるというふうなことはくれぐれもされないように是非お願いしたいというふうに思います。

それから、国保事業の保健事業に対する検診の一部助成を続けて欲しいという問題でありますけれども、今、保健事業は検診は希望者を募って、その希望者に対する受診者数で受診率をあらわしているわけですが、受診率は17年、18年と比較して受診者数が減っているわけでありまして、現実には8万人ほどいらっしゃる受診対象者のうち受診しているのはわずか2万数千人というふうなわけでありまして、残る皆さんが事業所健診などでしっかり受けられているのかどうか、その点も不明ですし、また、希望されない、いわゆる一切受診をしていないというふうな方々も中には数多くあるというふうなことがはっきり見えるわけでありまして、そういう意味で底上げを図るという点では、やっぱりこの受診者数を増やさなきゃいけないというふうに思うわけでありまして、そのための一助がやっぱり国保加入者が多いこの大仙市において、補助をし、一部負担なく検診を受けられてきたという、こういうやっぱり非常に先駆的なこの事業を続けていくべきではないかというふうに思うわけですので、もう一度ご検討いただきたいものだというふうに思います。

まず国保事業については、以上2つお願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文字子議員の再質問にお答え申し上げます。

確かに国保税の負担というのは、非常に負担感があるものだと思っております。何とか税率を上げないように我々も努力しなければならないということで、いろんな効率化をしているつもりでありますけれども、再三答えておりますけれども、国保税の制度設計がどうしても上がらざるを得ないという設計になっておりますので、我々単一自治体ができること、やれることというのは限られているという状況にあることもひとつご理解願いたいと思います。

所得、それから国からの制度が変わりまして、支援金とかその他が本当にはっきりしていないようでありますので、6月頃、少し早くわかれば状況等を報告しながら国保税をどうするかという問題を、ひとつ議会の皆さんと協議してまいりたいと思っております。

それから、検診の関係でありますけれども、いわゆる被用者保険、事業所に雇われている人たちの保険との全体の調整の中で大仙市全体の、我々が担当するのは国保の部分でありますけれども、ここの連携をよくしながら大仙市全体の受診状況をできるだけ正確にとらえながら、課題としてはやっぱり検診率を上げていくということに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、このがん検診とドックの関係でありますけれども、助成をやめるのではなくて一部自己負担をいただきながらずっと継続していくという考え方です。できるだけ自己負担分を少なくするのが一番いいわけですけれども、一定のほかの自治体と同じような水準の負担をいただきながらやっぱりやっていかなきゃならないだろうというふうに思っております。これをゼロにしてしまいますと、ほかの面に負担がかかってしまうということでもありますので、その辺のところはひとつ対象の皆さんにもよく説明をしてご理解をいただきながらやっていきたいと思っております。

それと議員ご指摘の、いわゆるこの受診率の問題でありますけれども、対象となる人たちのところへやっぱり丁寧に呼びかけて、この人たちがやっぱり多くの人がある検診を受診することによって自分の健康状態を考えて、それが最後は医療費の削減につながっていくという考え方、これはやっぱり丁寧に説明していかなきゃならないものだと思います。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 検診の問題ですけれども、最後に市長がお話されましたように、実は高額療養費というふうなものが経年的に非常に高くなっているというふうなことで、やっぱり早期発見・早期治療というふうなものを、いかにやっぱり推進させるかといったところがこの経費の削減に大きくつながる問題だと思います。そういうふうな意味で、これまで検診の自己負担分というのは、胃がんが千円から1,200円にですか、それから乳がん検診、子宮がん検診、これらが1,500円から1,800円とか、そういうふうなことで、ほぼ2年程前に引き上げられてきているわけです。トータルして20歳から64歳までの方々、国保に加入されている皆さんがこれを受けるとなると、全額で、基本健診を除いてでも4,5千円かかるというようなのが実態なわけで、そういう経費の負担の重さから、いわゆる検診の申し込みを控えるというようなことが現実起こっているのではないかというふうに私は思いますので、そういう意味でも国保の皆

さんに、国保から助成してきた一部負担の無料というふうなもの、これを是非、平行線ですけれども是非無料を続けてもらいたいというふうなことを申し上げておきたいと思います。

次に、後期高齢者の問題に入りたいと思います。

住民説明会に参加されたトータル255人、これは全部の高齢者の約1.2%……2.1%ぐらいでしょうか、2%ぐらいでしょうか、わずかな参加者の中で、ほとんどの高齢者の皆さんは4月保険料を年金から天引きされて初めて驚くというふうなのが実態ではないかと。引かれるとは思っておったけれども、本当にこんなに引かれるものなのかというふうなことが改めてわかるのではないかと思います。いずれ自分自身は少額年金であっても国保世帯、同居世帯の収入があれば、これは満額、均等割3万6千数百円ほどの均等割がこれは引かれるわけですので、非常にこの負担を感じる方々が増えているわけです。

こういったその制度について、わずかこの1、2%程度のこの参加者、ほとんどやっぱり高齢者の皆さんはちゃんと理解できないままこの制度が現実スタートすると、こういう問題について、市長さんはどんなふうな思いでおられるのか、ちょっと所感をお聞きしたいと思います。

それから、保険料、普通徴収者への医療を受けられないような事態が起こらないように、きっちりと広域に訴えていきたいというような答弁もありましたが、制度として広域でそういう資格証明書を発行しないというふうなことがしっかり盛られるように働きかけていっていただきたいというふうにも思いますし、また、広域でそういう対処をしなかった場合、これは市として数百人のこのいわゆる資格証明書発行される可能性のあるそういう方々への医療給付というふうなものを、しっかりと支えていっていただきたい、そういうことについてお願いしたいと思います。

以上この2つについてお聞きします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 後期高齢者医療制度でありますけれども、これは国の制度として決まったものでありますし、我々も広域連合の一員として、全県一本でこの後期高齢者の問題はやるということで制度設計をしながら間もなくスタートするわけであります。確かに課題を抱えた制度だとは思っておりますけれども、これが利用者の皆さんに負担にならないよう我々最大限努力することが私の責任ではないかなと思っております。

それからですね、資格証明書の問題でありますけれども、これは強く広域連合に私も働きかけております。広域連合の事務局の中心に大仙市からも職員を派遣しております。大変頑張ってもらっているので、新年度からはもう一名行かなきゃならないようでありまして、そういう意味で発言権が強いと思っておりますので、そういうことにならないように最大限、連合は議会もごさいますけれども、全体でやはりはらないようにしていかなきゃならないと思います。

それと、その後の対策でありますけれども、これは部長が答弁したように、できるだけ最後のセーフティーネットというものは我々がやっぱり考えていかなきゃならないものだと思っております。その辺のところはしっかり、最後のところは我々の責任としてやっぱりやっていかなきゃならないものと思っております。

それから、戻りますけれども、なかなか後期……、確かに75歳以上の人に集まってくださいといっても集まれる人の限界もありますし、あるいは結構我々が見ていても難しい、そんな変わらないんですけれども制度の説明というのは難しいわけでありまして。ですけれども、まずできるだけ我々、説明しようということで努力したつもりですけれども、結局集まっていただけの人はこのぐらいしかいなかったということでありまして。部長が答弁したように、これから制度が実際始まっていきますので、様々なやっぱりそのことに対して丁寧に我々が対応できる、説明できるようにしていきたいというのが部長答弁でありますので、そういうふうな対応でまずご理解いただけるようにしていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 後期高齢者について、後期高齢者医療制度にかかわる事務事業の最も大変な部分を結局市が持たなければならない、それは保険料の徴収の問題だと思いますけれども、住民説明会には当然、75歳以上の皆さんがあまり…ほとんど参加していないわけですが、これから、4月から75歳になられる方々を含めて相当の人数から普通徴収ということで直接訪問して保険料をいただかなければならなくなっちゃうわけです。そのいただくための理解してもらうこと自体にも相当のエネルギーを使うものではないかというふうにも思いますし、何で何もお金も持っていない私から保険料を取りにくるんだというふうな、そういう不満も多々寄せられることは間違いありません。そういった意味で税務課の皆さんには、本当これから思いやられるのではないかというふうなそういう気持ちでありますが、そこら辺のいわゆる制度のきっちり説明を

して保険料をいただくというようなことでは、徴収体制などではいわゆる臨時のそういう方々で賄うというふうなことでも大変この問題があるのではないかというふうにも思いますけれども、その点、いわゆる徴収事務の体制の問題等では、この後期高齢者医療制度での対応の仕方としては、どのように検討されているか、最後にこの点でお知らせください。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 私は制度が発足しますので、無保険者を出さないということが我々の仕事だと思っています。それはいろいろあります、やはり。ですけれども、無保険者を出すということが大変なことになると思いますし、我々最大限努力するのは、やはりいろいろお考えがあってもやっぱり協力をしていただくということで、無保険者を出さないことがこの制度を続けていく意味で一番大切なことだと思います。今、社会保険庁の問題ありますけれども、やはりいろいろ年金制度もありますけれども、私は最大の原因というのは自治体から年金徴収を離したことが最大の原因だと思っています。ですから、我々最後、やっぱり一番住民と接するわけですから、無年金者、無保険者をつくらないためにどうするかということが我々の与えられた最大の課題であるというふうに私は思っております。そのための対策はやっぱり考えていかなきゃならないというふうに思っております。

この前、大変評判を呼んだのですけれども、「シッコ」という映画を市民会館でやっておりましたけれども、医療関係の皆さんから様々な皆さんが見たようであります。要するにアメリカの医療制度をわかりやすく説明した映画だということで大変評判のようでありますけれども、我が国はいろいろありますけれども皆保険制度ということで一番安い方で質の高い医療を提供している国だというふうなことは世界に誇れるのではないかと思いますので、この全体のこの医療保険制度、高い安いはいろいろありますけれども、全体でこの皆保険制度というのはやはり我々も頑張りながら日本の一番いい医療制度として世界に発信すべきではないかなというふうに思っています。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問はありませんか。

○2番（佐藤文子君） 人間的なお話を承っておきたいと思います。

それから、最後に水道料金について、答弁では、南外の問題についてですけれども、200戸ほど残して、これまで個別訪問をしながら新たに30戸からしっかり加入を、手続きをいただき、4戸からは中止の申し込みをされたというふうな経緯のようであり

ますけれども、この一年かけていろいろ調査を、訪問をされたようですが、残るこの200戸というふうな方々は今年も、いわゆる基本料金を納め続けるわけでありまして、事業供用し始めてから、確か17年から供用を始めたことですので、延々3年間、使ってもいない水道に基本料金を納めているという実態があるわけですので、何としましてこれは常識的に考えてもおかしな問題だというふうに私は思っておりますので、そういう意味でこの残200戸というふうな方々のしっかり対応というふうなものが、きっちりと加入を続けるというふうな方々がこの中からどれだけおられるものなのか、その辺の見通しについて最後に伺って終わります。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程水道局長が答弁したとおりなんですけれども、南外、村の時代に村当局と住民の皆さんが十分話し合って、こういう制度でいってもいいということで、それを我々引き継いだわけでありまして、そこはひとつの契約行為ではないかなと私は思っています。この水道事業そのものが、やっぱり料金をいただいて企業会計でやれというふうになっていきますので、これはそういう意味では一つの契約行為が成立しているものというふうに考えざるを得ないのかなと思っております。ですから我々今、水道計画、事業を進めておりますけれども、やっぱり加入率、使う人がいなければ何のために水道を回すかということになりますので、その辺は水道ができた時点でかなり高いやっぱり加入率、そして少し待っていただくことについてもやっぱり加入するという前提のところを水道事業をやっていかなければ建設費の負担で自治体の方がまいってしまいますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） 2番。

○2番（佐藤文子君） この水道料金の問題では、いろいろ旧南外村時代のそういう事業計画において、どういう手続きがなされたかというふうなことが特別私は、これは過去の問題ですので、何だかんだ言うことではありませんが、現実、平成17年に合併をし、3月22日以降は大仙市全体としての水道事業が発足しているわけです。そういうふうな中で起こっている、いわゆる使用料の、未使用者に対する使用料の徴収というふうな問題を私は問題にしているのでありまして、こういう過去に契約したものがそのまま継続、引き続いていいのかというふうなことでは、やはり私はこれは問題があると思っておりますので、是非とも改善の方向で今後、鋭意検討をお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（大坂義徳君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

この際、昼食等のため暫時休憩します。本会議は午後1時より再開したいと思います。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。24番高橋幸晴君。

○24番（高橋幸晴君）【登壇】 私は、一般質問を初めて行うところでございます。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、昨日、そして今日と私の質問、重複するところがあるかと思ひますが、どうかその点は改めて質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成19年度も間もなく終わろうとしております。平成19年、いろいろな出来事がありました。全国を驚かせたのは、まさかという事件が頻繁に起こったことであります。残念ながら我が秋田県からも出てしまったのは、誠に残念なことであります。

しかし、すばらしい嬉しい出来事もありました。それは何といたても46年ぶりに開催されたわか杉国体であります。秋田わか杉国体での地元選手の活躍が私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。その余韻がまだ残っておりますが、国体準備とその実行に精を出し頑張っていたいただいた職員の皆さんには、心よりの賛辞を送りたいと思ひます。昭和36年に行われた秋田まごころ国体から46年、時代は変わろうとも秋田の心温まるもてなしの人情は確実に伝わっていると思ひました。また、全国一斉学力テストでは、秋田県が1位となり、さらに我が大仙市では県平均を上回る結果に、同じ県民として、また、市民として誇れる心を持つこともできました。暗いニュースが多い中で大仙市民の心の中に明るい光が差し込んでくれたものと思ひます。

さて、質問に入らせていただきます。

戦後、日本の行政は今日まで半世紀以上にわたり経済の高度成長、福祉国家の建設など、その多くは中央主導型で行われ、国から市町村への縦割り行政と言われてきました。しかし今日では、この中央主導型が批判され、行政改革・構造改革が強調され、同時に地方分権を行って、本来の地方自治の姿を取り戻そうとしております。いわばこれまでの官僚による指導者通達の上位下達の時代は去り、各自治体で考え実行する創造の時代に入ってきております。それぞれの自治体が地域の歴史や文化を生かしながら新しい自

治を実現するよう、行政の仕組みや考え方を持たなければなりません。市では「市政は市民のために」を基本理念とした市民との協働のまちづくりを推し進めておりますが、住民の自治意識はいまだに成熟していないように見えます。

日本の経済社会は欧米先進国並と言われても中央主導型の自治が長く続いたため、まちづくりといっても住民参加型意識が薄く、他人任せといった風潮が根強く残っていて、ただ自己の利益を追うだけで政治の無関心・無党派層が増え、税金を納めてもその用途にはほとんど関心がない状態であります。

地方分権の時代に入り、汗を流して知恵を絞るという原点に立ち返って根本から考え、実行していかなければなりません。どのようなまちづくりを目指すのか、住民と一緒に考え、実行することが大切であります。

大仙市には各地域地域にそれぞれ誇りや歴史、風土があります。これらを踏まえて、これまでの中央主導型から脱皮して、新しい郷土づくりに住民が自分のまちに誇りを持つ斬新な創造を発揮しなければなりません。これまでの地方自治は、中央主導型で行われたことから、先例やしきたり、枠内などを重視するあまりに積極性、改革、前進のアイデアを軽視して下向きの人並まあま主義に陥る傾向を強めてきたように思います。一つの新しい事業の手法を考え、それが成功するか失敗するか、そのメリット・デメリットは少なからず影響が出てきますが、失敗を恐れては何もできません。市ではゼロ予算事業の実行などその努力をされておりますが、さらに積極的に職員からの提案制度を使って活用し、アイデアに満ちた職員の環境づくりに努めるべきではないでしょうか。

これまでの地方行政の多くは、ハード面を重視し、公共施設の整備などの社会資本の整備に重点が置かれてきました。同じような施設を近隣の自治体が競うように作る、費用対効果がなく、使う人がいなくても責任は問われてきませんでした。中央の各省庁は、地方に対して権限を行使でき、自治体は天から降るように補助金がもらえました。何をやるかは中央で考え、地方は言われたとおりにやってきました。明治維新後の国づくりや戦後復興には効果を発揮したかもしれませんが、いまやそれが大きな足かせになっているのであります。行き着く先を示したのが多額の債務で破綻した北海道夕張市であります。国と地方の借金は、いまや773兆円、現在はもう少し増えているかもしれません。おそらく800兆円前後になっていると思います。に積み上がってしまいました。我が大仙市でも1,110億円となっており、予断を許さない状況であります。今の税財政システムの中で税金のむだ使いを重ねたのが一つの原因であると思います。

ところで、本市で実施している大型プロジェクト、駅周辺の土地区画整理事業も次第に全体像が見えるようになってきました。巨額の経費を投入し、駅周辺のにぎわいを取り戻す目的であったが、その効果はどう出るだろうか。12月の一般質問で藤井春雄議員は、大曲の商店の人たちは、今まで鎖国的考えを持ってきたと表現されました。今、その扉が開かれ、一気に中央資本が入ってきております。魅力ある商店街を目指すには、これからが正念場となりましょう。今からその方策を考えなければならないと思うが、どうでしょうか。また、中央の指導を仰がなければならないのか大変気になるところであります。

経済優先で進んできた社会が長く続き、かつての支え合って生きてきた社会の仕組みが崩れ、今、様々な社会問題が起きております。命の尊さを見失った事件が後を絶ちません。時代はものの豊かさを追い求めた時代から心の豊かさを求める時代へと変わってきております。これからはソフト面にもっと力を入れて、人々にやさしい行政が要求されています。それは本来の人間らしさや生きがいを求める姿であり、家庭を初め社会全体の文化的生活と創造への欲求と言ってよいでしょう。つまり、多くの人々が心の文化的指向を求めている限り、そこにソフトな文化行政をいかに進めるかが、これからの大きな問題であります。そのためには文化の意味を広くとらえ、地域や住民の生活文化を行政各部門の施策に取り入れることだと思います。これは特別に新しい事業を始めようとするものではなく、これまでの施策や運営のやり方を文化的視点で問い直し、静かで安定した時代に即応する住民文化の創造に住民が参加することだと思います。これまでの中央省庁による規則や通達によるマニュアル行政ではなく、人間性の市民文化を創り出そうとするものであるから、美観や潤いといった人間的感覚を施策運営に取り入れるソフトの面を重視したいものであります。そのためにも幼児から高齢者までのライフスタイルに合った生涯学習の環境づくり、コミュニティ活動、女性の社会的地位の向上、学校のいじめ問題など、各部門にわたってもう一度掘り起こして考える必要があります。

行政の根幹は住民福祉であり、行政サービスであります。これから高齢化社会を迎え、ソフトの福祉づくりにすぐれたアイデアを持って地域の特性を生かした特色ある行政をいかに発揮するかは、まさに競争の時代と言ってよいでしょう。それだけに職場の創造の意欲、職員の改革の意識、やる気が最も重要と考えますが、市長の所信を伺いたいと思います。

次に、環境問題について質問いたします。

高度経済成長、急速な科学技術の進歩の後遺症として自然、社会環境、騒音など各方面にわたって問題が山積しております。大量生産、大量消費、大量廃棄の生活に慣れ親しんできた生活様式を変えることは容易ではありません。しかし、地球環境と保全の原点を忘れてしまつては、今日までの文明による社会・経済の発展は元も子もなくなつてしまいます。今日の環境をめぐる課題は、日常生活の場から地球規模にわたって広く論じられております。環境問題は国や自治体に注文つけるだけでは解決いたしません。地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量の半分以上は家庭から出るガス、灯油、自動車、電気を送る火力発電所、製造工場などから排出された国民のライフスタイルや産業経済の仕組みを変えなければなりません。その役割を担うのが環境教育で、子供から大人に至るまであらゆる人々を対象に機会をとらえ、「大気は無限のごみ捨て場ではない。一旦気候が変動し始めると元に戻すことはできない。次代子孫を永遠に苦しめることになる」と学校教育や社会教育、家庭や職場、消費者団体、経営者団体、その他各種市民団体において環境問題について学習し、すべてこれらは市民一人一人の個人の問題として実践するほかはありません。

本市では、平成20年度より本格的に環境教育に着手するようではありますが、現在出されている燃えるごみの中には、まだかなりの資源になるもの、分別できるものが入っているように見えます。例えば牛乳パック、食品トレイ、卵入れケース、広告紙、雑誌、有機堆肥となる生ごみ等であります。

最初に申しあげましたように、今までの生活様式の中でごみを仕分けする時間を持つことは大変だと思いますが、それが習慣になるようにすることが必要であります。できるだけ多くの機会をつくって環境学習を図っていかなければならないと思うが、どうでしょうか。

次に、河川や湖沼等の汚染の原因と言われている生活排水があります。台所で使用されている合成洗剤は、微生物を殺し、生態系を狂わせ、自然の浄化作用を阻害し、人間の細胞を破壊する作用があつて、皮膚の湿疹や若はげの原因とも言われております。さらに、この成分が皮膚を通して人体に吸収されるため、肝臓障害の原因となり、アレルギーやアトピーの主要な原因物質の一つと考えられています。

また、大気の汚染が増えるにつれて空気中汚染物質が雨とともに我々の頭の上からも落ちてくるようになりました。汚染された水は河川を流れて海に出ていきます。やがて海が汚染されて、汚染された海で育った魚を我々人間が食べているのであります。きれ

いな水が流れる上流部で暮らしている人も都会の中で暮らしている人も、みな同じく被害に遭っているわけです。かつては環境問題は都市部の問題であって、我々地方には影響は少ないと思って対岸の火事のように眺めていたのですが、もはやそれは許されません。合併前から各市町村で農業集落排水などの下水工事が盛んに行われ、供用が始まっておりますが、上流部へ行くほど加入率が低いようであります。つまり、その必要に去らされていないという意識があるのではないのでしょうか。それぞれの市町村で借金をして多額の経費を注ぎ込んできた事業であります。確かにトイレ、風呂、台所を改修して本管に接続をすれば、相当の経費が必要となりますが、まず生活排水の接続に協力をもらうことによって、きれいな川を取り戻すことができると思います。かつての夏の風物詩と親しまれてきたホタルが夜空いっぱいに幽玄な光で人を水辺を舞い、人々の心を癒してくれることでしょうか。今までの行政はハード事業が終了すれば、あとはお構いなしという状況でありましたが、これからは、その事業が目的どおりに実行されているか、責任を問われることになると思います。農業集落排水などの下水への供用率をどのようにして高めていくのか伺いたいと思います。

以上、2点について壇上から質問をいたします。

○議長（大坂義徳君） 24番高橋幸晴君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 高橋幸晴議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、文化行政の推進についてであります。

初めに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましては、事業の基本方針としてメインテーマに「丸子川と調和した緑豊かな人間優先のまちづくり」、サブテーマとして「商業の活性化と魅力あるにぎわいのあるまちづくりの推進」「居住環境を整備し住み良いまちをつくる」「冬を快適に暮らせるまちをつくる」「伝統・文化・行事の継承や育成に役立つふれあいの場をつくる」の4つを掲げて取り組んでいるところで、黒瀬町、中通町、丸の内町につきましては、その姿がおおよそ見えてきたところであります。

さて、魅力ある商店街の構築などソフト事業について今から取り組むべきところのご提言であります。市では平成18年6月の中心市街地活性化法の改正に伴い、大仙市としての中心市街地活性化計画の策定を目指し準備を進めておりますが、平成20年度予算に関連費を計上させていただいているところであります。

国では、中心市街地の活性化に当たっての基本方針を示しており、この中で補完性の原則として、地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共

団体との連携のもとで立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するとし、地域住民の声を反映した計画の策定を求めています。

市といたしましては、計画策定に当たり、商工会議所等で設置することが法制化されている中心市街地活性化協議会の設立を支援するとともに、そのご意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、地元地権者よりまちなか居住をテーマにした提案等が示されており、計画策定と併せ、関係者と協議してまいります。

平成18年12月、中央分権推進法が成立しており、地方の自由裁量が重視される傾向はこれまで以上に進み、安寧とした行政運営では取り残されることになると考えておりますので、私を含め職員一人一人が緊張感を持って、持てる力を最大限生かし、地域の伝統・文化を生かしながら魅力ある地域づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、職場の創造意欲や職員の意識改革についてであります。地方分権が進む中、地方が地域の伝統文化を生かし、活力あるまちづくりを進めるには、自治体はその運営に当たり、常に社会の新しい動向や変化に敏感に対応することに心がけ、市民の目線で物事を考え、市民の意見を聞き、市民の声を生かすことが肝要と考え、常日頃職員に対しては、常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗を流すことを話してまいりました。

また、市行政は最大のサービス産業であり、市民の信頼に足る市役所となるべく、「公務員は全体の奉仕者である」との原点に立ち、市民本位・市民主体の市政の推進に努めるよう指導してまいったところであります。

特段の事業予算を伴わないで市民サービスを提供するゼロ予算事業や業務能率の向上を目的とした業務改善奨励事業等により職員一人一人のアイデアを引き出すことについても努めております。

市政発展のためには職員一人一人の能力を最大限引き出していくことが私に課せられた職務と考えており、仕事に対する創造力、改革意識等を高め、やる気の出せる職場づくりに努めてまいりたいと存じます。

質問の第2点は、環境意識の向上と徹底についてであります。

今日の環境問題は、従来とは異なり、日常における市民生活や通常の事業活動に起因しており、深刻化、複雑多様化しております。これらを解決するには、日常生活や事業活動のあり方そのものを環境へ負荷の少ないものに変えていくことが必要であり、その

ための手法として環境教育・環境学習が極めて重要であると考えております。

環境意識の向上を促す事業としては、平成20年度から学校の協力をいただき、小学校4年生とその保護者を対象に、子ども用エコチャレンジシートを活用した取り組み型学習を実施するとともに、市民向けには地球環境保全の取り組みを身近なところから見直し、地域に広がっていくことを期待し、環境家族宣言を募集いたします。

また、環境学習が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会の提供として、環境展及び自然観察会の実施、4月から供用が開始される新最終処分場や民間リサイクル施設の見学を中心としたごみの学習の実施、さらに、ごみ分別の徹底を図るため、ごみ分別冊子を全世帯に配布するとともに、統一ごみカレンダーの配布、広報による特集記事の掲載など市民、事業所、地域、行政が一体となって環境問題に取り組む施策を継続してまいりたいと考えております。

次の2点目、下水道事業における加入率の向上対策に関する質問につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 次に、柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） 下水道事業における加入率の向上対策につきまして、お答え申し上げます。

下水道を初めとする污水处理施設は、市民が快適な生活を送る上で欠かせない施設であり、住環境の整備、公共用水域の水質保全など、豊かな自然環境を構築する上においても非常に重要な役割を担っております。

大仙市全域の污水处理の整備手法につきましては、現在、平成12年に策定されました整備マスタープランとなる秋田県生活排水処理整備構想に基づき、地域特性を考慮しながら総合処理としての下水道事業、農業集落排水事業や個別処理としての合併処理浄化槽で対応しております。

市の平成18年度末の公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の污水处理全体の普及率は、合わせまして60.4%になり、トイレが水洗化されるとともに、カやハエの発生も少なくなり、河川や湖沼等も以前より大変きれいになってまいりました。

しかし、これまでの住民説明では、トイレの水洗化等住環境に即した公衆衛生面が中心で、議員ご指摘の環境にかかわる下水道の役割等については情報提供が不十分で、説明も不足していたものと反省しております。

今後は、市民の方々によりきれいな河川や湖沼を取り戻すため、環境を意識した水の使い方、下水道の正しい使い方を指導するとともに、油等がどの程度環境に負荷を与えるのか、情報を事細かに提供し、下水道と環境との関係が市民に十分理解されるよう努めてまいります。

下水道関連事業につきましては、国においては国土交通省、農林水産省、環境省、総務省の4省庁にまたがる環境に則った事業であり、地方においては地域住民から負担金・分担金をいただきながら多額の事業費をかけ実施しており、起債償還など後年度負担もお願いしている事業であります。

豊かな自然環境を将来に残すため、すべての人が加入していただくことをもって完結する事業と認識しております。

今後の加入率向上につきましては、広報誌、説明会などを通じた啓蒙活動や個別訪問等によるお願いはもとより、今までも行っておりますが、各地域の汚水処理施設の見学会、説明会等を通じて地域住民の環境への配慮に対する意識向上に努めるとともに、さらに各種イベントなどの開催を検討し、啓蒙活動のより一層の充実を図りながら加入率向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 24番、再質問ありませんか。はい、24番。

○24番（高橋幸晴君） まず、駅前区画、駅前周辺のにぎわいを取り戻す方策ですけれども、今、大型店が、中央資本の大型店が、今まさにものすごい勢いで進出してきております。ですから、あれと対抗するという考え方、同じ手法で対抗することは、もはや無理であろうと思います。したがって、駅前周辺というのは、やはり人の集う場所でありますので、車社会からちょっと距離を置いた人にやさしいまちづくりとか、車優先から人優先へのまちづくり、人の心が癒されるまちづくり、観光や仕事に来た人たちに自然豊かで美しいまちとじてもらえるまちづくりを進めていったらどうかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 高橋幸晴議員の再質問にお答えいたします。

現在、中心市街地活性化地域協議会、これは法定で商工会議所が設置することになっておりまして、準備が進んでいるようであります。ここのご意見を聞きながら駅前、駅周辺の問題について、我々が計画を立てて国に提出して制度を生かしていくということ

になります。概念づくりにつきましては、会議所の関係の皆様のご意見を十分尊重しなければならないと思いますけれども、既にいろいろな日常的な話の中で、これからの地域づくりについて私からもお話しておりますけれども、議員ご指摘のとおり大型店と対抗するようなまちではなくて、概念的にいきますと人が集う場所、人が優先、癒しとか、そういう概念が入ってくるのではないかと思います。私自身の考えとすれば、中高年中心の生活の場所と店が一緒になるような場所というような概念で会議所のこういうメンバーの皆さんと話し合いをしているところでもあります。いずれそうした概念のまちにすべきだというのは私自身の考え方でありまして、会議所の皆さんの中でもそういう考え方の方もたくさんいるようでもありますので、この協議会を、地域活性化協議会の中でそういう議論をしていただけるような方向をしてみたいと思っています。最後はそういうまとめ方をすべきだと私も考えております。

○議長（大坂義徳君） 24番、再々質問はありますか。

○24番（高橋幸晴君） 再々質問を今のテーマとは関係ありませんが、別の方向で質問させていただきます。

命の尊さを見失った事件が後を絶たない状況であります。親子の殺傷事件など信じられない事件が多くなってきております。これらは経済優先で進んできた後遺症ではないかと思っております。行政でもそういうふうに使ってきたわけがございます。そうした社会問題が次第に地方にも忍び寄ってきております。残念ながら大仙市でも事件が起きてしまいました。しかし、都会に比べると私たち地方が今まで事件が比較的少なかったのは、二世帯、三世帯家族が多かったからだと思っております。家族の中で人が人をつくる、つくっていく仕組みがあったからだと思っております。しかし、次第に我々地方でも核家族化が進んでおります。現在、行政では本来の仕事である人づくり行政が必要になってきておると思っております。ソフト事業はハード事業に比べ、すぐには成果が見えませんが、それを怠ると今日のような事件が増えてきます。厳しい財政事情の中であっても、将来のために役立つ文化予算は必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員全体の質問の流れの表現が、そういう意味で文化行政の推進ということで貫かれていると思っております。そういう意味で、我々ともしますとハードの事業をやりますと、その時点では結果が見えますのでいろんな評価をしやすいというふうになるわけでありまして、やっぱり一番大事なものは、人づくりも含めて教育、あるいは

文化、そういうソフトの事業がきっちり絡んでいかなければいい地域にはなれないし、人もいい人材も育ってこないというふうなことだと思います。そういう意味で議員ご指摘のとおり、ソフト事業といいますか人の内面に関する様々な課題について一緒にやれるような事業といいますか、そういうものを我々は大事にしていかなきゃならないと思いますし、私自身の姿勢の柱の一つもそういう考え方でやらせていただいているつもりであります。そういう関係で、我々合併協議の際も象徴的な課として文化財保護課をつくろうではないかということで、最初は室でスタートしましたが、文化財保護課として全面に出して、我々小さい10万人ぐらいの自治体でありますけれども、全県的にも、あるいは全国的にもめずらしい自治体と言われていますが、それぞれ祖先の残してくれた様々なそういう大事な財産、あるいはそういうものの考え方を大事にするという意味で、私どもは文化財保護課というものを一つの象徴としながら大仙市が文化行政というものに対してもしっかりとした視点でものをやっているということを外に向かって出していきたいというふうな考え方でいるところでありまして。

○議長（大坂義徳君） 24番、再々質問ありますか。

○24番（高橋幸晴君） また、大仙市になって間もなく満3年になろうとしております。次第に大仙市の市民としての心を持つようになってきていると思いますが、これから各地域の意識の壁というものを少しずつ低くしていかなければならないと思います。合併した8市町村も、かつての昭和の大合併で誕生した自治体であります。約半世紀にわたって合併した各自治体に親しみ、誇れる地域とする原動力となったのは、スポーツ、文化の交流ではなかったかと思います。大仙市もこの後、大仙市民として親しみ、誇れる心を持ち、地域意識がなくなるまでには相当の年月が必要となるでしょう。その大きな力は何と言ってもスポーツ、文化の交流と思うのです。どうかこの点に考慮していただいて文化行政の推進をお願いしたいと思います。

次に、第2点目の質問でございますが、私も昨年の暮れからごみの資源分別を行っております。笑われるかもしれませんが。最初は家族より少しお前おかしくなったのではないかと笑われました。がしかし、毎日続けておりますと、それが次第に習慣となり、家族の孫たちも協力してくれるようになりました。牛乳パック、食品トレイ、卵のケースはスーパーへ持って行ってあります。新聞紙は学校の資源回収、広告紙・雑誌等は古紙として月1回ステーションへ出してあります。また、生ごみは貴重な有機肥料として堆肥化へ使っております。そうしますと、今までよりもおそらく半分以下、3分の1ぐら

いの量のごみしか出ないような感じがいたします。こういう徹底した環境教育といえますか、そういうのを是非行っていってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員が実践しておられること、本当に素晴らしいことだと思います。そういう考え方でそれぞれの市民が取り組めれば、ごみというのは最小限になるのではないかなと思います。これからはやっぱりそういう考え方、そういう社会をつくっていくという、そういう考え方が大事ではないかと思っております。今回、昨日から議会で質問をしていただいておりますけれども、昨日の橋村議員、それから武田議員、大野議員、金谷議員、そして今日の佐藤孝次議員、いずれも大きい意味での環境問題からやっぱり様々な施策を考えていくべきじゃないかというご指摘だったと思います。まさに今議会は環境問題の特集のような議会ではなかったかというように私は思っております。その中にはエネルギー、あるいは食料の問題、ごみの減量、リサイクル、再利用の問題、そして環境に負荷をかけない、そしてそういうあれを次の世代にしっかりと地球とか、あるいは地域を残していく、そういう視点で多くの質問が出されたと思っております。十分答弁できていないところもございますけれども、大仙市では合併する時点で大仙市環境基本条例というのを作って新しい市になっておりますけれども、理念的なものは書かれております。立派な条例だと思いますけれども、今回この議会を通じまして、こういうきっちりした我々は考え方、条例に定めて合併したわけでありますので、この条例に基づく行動計画、あるいは実施計画、それぞれ実施するものについては昨日から答弁させていただいておりますけれども、それこそ全庁的な取り組みとして大仙市、この環境基本条例に基づいた様々な行動、実施計画、我々の中でも整理をしながら、議会の皆さんとも協議をしながら、市民の皆さんがそれぞれ自分の立場で実施できるような実施計画、こういったものがもしかすれば必要なのではないかなというふうな気がいたします。いずれ今年度からごみの有料化という手段でごみのリサイクル、リユース、それから資源化に取り組む、減量化に取り組むわけでありますので、大変大事な時期でありますので、大仙市としてのこのごみ基本条例に基づく行動計画、あるいは実施計画、市民の皆さんと一緒にできるような計画をみんなで作ってみたいなというふうに思っております。是非、新年度からそういう作業をしてみたいなと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 24番、再々質問ありませんか。はい、24番。

○24番（高橋幸晴君） 最後にもう一つ、お尋ねいたします。

私たちは経済成長によって住みよい文化生活を営むことができるようになったわけですが、しかしその影には負の部分、マイナスの部分を出し続けてきたわけであり、今までは自然界がそれを吸収してくれたわけですが、もはやもう限界というところまできております。

そこで、大仙市として美しく住みよい環境づくり条例を定めてはどうかと思うが、どうでしょうか。

またもう一つ、一般廃棄物処理計画を作られたと思いますが、それを作るに当たっては各地域で事情が様々違うと思います。それらを取り入れたか、市民の声を聞いたか、あるいは支所の声も反映して作られたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） はい、栗林市長。

○市長（栗林次美君） 一般廃棄物の計画につきましては、それぞれ市民の皆さんの意見も聞きながら、支所との協議をして作り上げた計画であります。

それから、議員ご指摘の美しい環境条例という概念でしょうか、この問題につきましては先程お話申し上げましたように、大仙市環境基本条例というのを我々合併時に作っております。ただ、この条例の中身については合併の忙しい中に作った条例と私思っておりますので、これはもう一度どういう形で、できれば行動計画とか実施計画をその下につけるようなものがないかというような考え方もありますので、議員ご指摘の、ご提言のそうした考え方も含めまして、議会の皆さんと協議をしながら、基本条例のより実践的というか大仙市でやれる、やることを目指した条例に直すということはやぶさかではないと思っておりますので、ご相談をおかけしたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） これにて24番高橋幸晴君の質問を終わります。

申し上げます。ただいま一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩します。本会議は午後2時に再開したいと思います。

午後 1時45分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。14番佐々木洋一君。はい、14番。

○14番（佐々木洋一君） 【登壇】 私がいつも質問に立つときは最後ということで、大

変皆さんお疲れのところだと思いますが、どうかよろしくお付き合いのほどお願い申し上げます。

この度の議会の一般質問は、これまでの一般質問の方法と違った形での一般質問が行われております。これまでの皆さん方の質問と当局の答弁を聞いてみますと、本当に議論の噛み合った深い議論ができているなということを感じております。

それでは私から質問をさせていただきたいと思えます。

第1点目は、市農業の振興、担い手対策支援策についてであります。

昭和45年に米の生産調整、転作ですか、が始まってから今日までの38年間、水田営農対策が長年進められてきましたが、稲作を中心とする農業の中で稲作プラス複合作物、転作作物ですが、その転換も思うように進まず、平成19年産米では過剰作付7万ha、過剰米34万トンと年々増える状況にあります。国は平成19年度補正予算で緊急対策として生産調整の強化、実効を図ることから、10a当たり5万円から3万円の転作超過実施者に対する交付の対策がとられたところでありますが、これにつきましては本当に大変急な対策ということで事務方の方が大変ご苦労なさっているなということを感じておりますし、果たしてこれが実効性あるものであるのかなということについても私としては疑問を持つところでもあります。

米づくりの環境は年々落ち込む米の消費量、それによる余剰米の発生、それが米価の下落につながり、そしてさらには生産調整の拡大といった悪循環的に繰り返されて今日まできております。長年にわたる水田農業対策の中で平成19年度からは所得経営安定対策に大きく変換しました。担い手を中心とした出納プラス複合作物、転作ですが、による安定した経営に向けた水田営農対策にシフトいたしました。この機会をしっかりと受けとめながら、農家も生産調整が確実に30%を超える現状のもとで、この30%を超える転作部分から、いかに安定した収入を確保できる営農を確立できるかということが稲作農業を中心とした本市農業、農家にとっての正念場ではないかなと思えます。確実にこれを推進しなければならないと思えます。

平成19年からの品目横断新対策では、大仙市も認定農家、法人を含めまして892戸、それから集落営農67戸、計959戸の担い手が立ち上がり、品目横断加入面積も6,841.7haとなっております。水田農業の現状を見たとき、米価の下落や農産物価格の低迷、そして耕作放棄地や高齢化と後継者不足、転作の捨て作りが目立つ中で農業の収穫、受け皿となる担い手経営体が市農地の約40%近くカバーできるまでに

立ち上がったことは喜ばしいことでもあります。これからもさらなる加入促進が進められるようお願いするものであります。

但し、せっかく頑張る、意欲を持って立ち上げた担い手経営体が、将来立ち行かなくなることがないように安定した経営が図られる取り組みが必要であります。経営体としての経営努力は当然必要であります。農産物価格の低迷する中、また、雪国というハンデ、作付けによる適作物の種類にも限度があると。市場競争、マーケティングの中で経営の努力だけはいかんともしがたいこともあります。品目横断加入産地づくり交付金対象品目の大豆・小麦と振興作物等は比較的この地域では取り組みやすい作物であり、立ち上げた担い手農家にとって30%を超える部分の複合作物の作付け、営農をしっかりとするとともに、産地づくり交付金は経営をする上で必要不可欠な収入源になっていることも事実であります。平成20年から水田経営所得安定対策と名称が変わりますが、国の農政、政策が頻繁に変わる中で、この対策もいつまで継続されるのか担い手農家も将来的な見通し、計画を立てにくく、将来の経営に対する不安もあることも現実であります。その中で質問させていただきたいと思いますが、農業を主たる産業と位置づける本市農業の中で、市農業の安定した経営を確立する上でも市農業中核受け皿となる担い手経営体、農家が、将来的に経営の安定化が図れるように、5年ないし10年ぐらいの期間を考えた継続した積極的な農業振興策、担い手経営体支援策を講じながら支援していく必要があると思いますが、そのことについて伺いたいと思います。

次に2番目ですが、これは農地・水・環境保全向上対策についてであります。

農地・水・環境保全向上対策事業は、平成19年度、新規として初めての事業であります。これによって事業を行う現場や指導する側にも大変なご苦労があったと聞いております。この事業に対して市として100%対応していただき、国・県・市が合わせて10a当たり4,400円を基準とした活動支援金が交付され、各地域で事業活動が推進されてきております。その中で4つの質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、平成19年度の事業の検証と実績についてです。2つ目には、一年を経過しての課題等があったのかどうか。3つ目は、対象農地面積のうち転作未達成の面積はどのくらいあったのかということです。そして4つ目は、19年度のいろんな課題、反省を含めて平成20年度に向けた方針、取り組みについて伺いたいと思います。

次に3番目として、市民の安全・安心・信頼に応える行政の推進についてであります。

平成19年12月第4回定例議会において各地域の総合支所は市民の安心・安全のよ

りどころであり、市民サービスの評価の受ける最前線であると申し上げ、質問させていただきました。一連の財政改革等の中で補助金や利用料、使用料等の見直しにより市民負担も増える方向にあります。そして、市民サービスの点から見ますと、市民の身近な暮らしにかかわる要望、願い、課題等に対して、親切・的確・迅速に対応・対処ができているのかと考えますときに、支所と本庁のあり方、それは決裁区分や予算措置等の内部的な要因が大きいのではないかなと思われませんが、速やかな対応ができていないのではないかなと考えております。市民の身近な要望・課題等に迅速に対応・対処し、応えることができる行政こそ市民サービスの原点ではないでしょうか。その中で質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、市民の暮らしの安心・安全・信頼に応えるため、適切・的確・迅速に対応・対処できる行政の推進をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

次に2つ目は、各総合支所等市民課に総合相談窓口が設置されておりますが、その部署も含めて市民の要望等を聞いて、迅速に対処できる総合的な窓口業務の一本化、あるいはすぐやる部署等の設置によって市民サービスの向上を図るということに対してどのように考えているのか伺いたいと思います。

3つ目は、平成18年度から予算化した地域枠予算は、平成19年度も同額の予算で経過いたしました。平成19年度予算は、地域枠予算はどのような事業等に支出されたのか伺いたいと思います。

次に4つ目として、厳しい財政健全化への取り組みということであります。

当局の説明から平成22年から24年度は厳しい市財政がピークを迎えます。平成20年度から財政健全化に向けた対策、方針のもとで改革が進められます。そのほかにも施設の法人化や指定管理者の導入、そして第三セクター経営の見直しも行われております。その中で、厳しい財政需要のもとで平成18年度からは市長等特別職、議員報酬、そして平成19年度からは職員の給与も削減がなされ、実施されております。平成20年度予算においても市長等特別職、職員給与も同様の削減が実施されるとともに、議員報酬についても7%の削減の方向であります。財政事情の厳しいことを考えると、人件費の削減・抑制は避けて通れない状況であると思っております。平成20年度からの一連の財政改革、思いきったむだの削減等を実施しながら、職員給与等については財政の改善が見られる少しでも早い時点で、本来の給与水準に戻すべきものと考えます。

それでは質問をさせていただきたいと思います。

今後の厳しい財政見通しの中で示された一連の改革を含めて、財政の健全化をどのように進めていくのか伺います。また、職員給与等の削減については、どのように今後考えていくのかということについても伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 14番佐々木洋一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐々木洋一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、市の農業振興、担い手支援策についてであります。

大仙市の基幹産業であります農業振興のため、これまでハード面では夢プラン事業、畑作振興事業等を通じた支援、ソフト面では集落営農法人化支援センターの設置などによる集落営農組織立ち上げや経理指導等の支援を通じて農家負担の軽減、経営の合理化等の支援を継続して行ってまいりました。この結果、組織や担い手が育成され、一定の農業振興が図られたものと思っております。

私としては、農業の振興にはこれらの事業の継続的な実施や支援が必要であるとの点で議員と認識を同じくするものであります。

以前から県に強く要望しておりました夢プラン事業につきましては、若干の事業調整がありましたけれども原型のままほぼ残ったことでほっとしております。

今後の事業推進に当たっては、認定農業者や集落営農組織などの担い手を対象に、複合化や早期の法人化を優先に、重点的・集中的に支援していくとのことでありますので、市の嵩上げ助成や単独事業とともに継続してまいりたいと考えております。

また、法人化支援センターによる集落営農組織等への経営能力向上支援の継続、農業振興情報センターを活用した冬季間の新規就農者の支援や担い手研修を実施するなどの支援も実施してまいりますが、いずれにいたしましても農家要望の把握に努めるとともに、JA、各関係機関とも連携しながら農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

質問の第2点、農地・水・環境保全向上対策事業に関する質問につきましては、農林商工部長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、市民生活の安全・安心・信頼に応える行政の推進についてであります。

初めに、市民要望に親切・的確・迅速に対応できる行政の推進についてありますが、職員に対しては日頃から市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市の情報についてできる

だけわかりやすく市民に提供するよう指導しております。また、市民の要望に対しても的確・迅速に対応するよう努めてきたところであります。

今年度から各総合支所の市民課につきましては、総合窓口としての機能を持たせ、地域住民の利便性を図ってきたところであります。

今後は、市民の意見を聞き、市政に生かすためにも、いま一度職員にも徹底し、窓口対応などの充実など市民主体の市政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、窓口業務の一本化やすぐやる部署等の設置についてであります。現在、本庁や各総合支所の市民課に総合窓口の機能を持たせて対応しておりますので、窓口業務の充実及びその周知に努めるとともに、市民の要望に迅速に対応するため、その進捗状況を常に管理する仕組みや対応に時間を要するものについては適宜その状況を要望者にお伝えするなどの体制を強化してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても市民生活の安全・安心・信頼に応える行政の推進につきましては、市民と行政の協働のまちづくりの考えに基づき、市民との相互理解を図る上で重要でありますので、それぞれの部課長が先頭に立ち、職員一人一人が市民要望に迅速に対応することが肝要であると考えております。

この項の3点目、地域枠予算の状況に関する質問につきましては、企画部長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、財政健全化への取り組みについてであります。

本市の財政状況は、市町村合併に伴う国の支援や県の合併支援補助金が平成21年度で終了することから、平成22年度から24年度にかけて非常に厳しい状況を迎えますが、昨年11月16日の議員全員協議会でお示しいたしました改善策に基づいて、市債発行額の抑制による将来負担の軽減と基金の取り崩しに頼らない財政運営を二本の柱として、平成20年度及び21年度に集中的な財政改革に取り組んでまいります。

この集中改革においては、普通建設事業の大幅な見直しや各種補助金の見直しなど既にご説明申し上げた内容のほかに、職員給与等の削減もあわせてお願いしながら改革の促進を図ってまいります。

また、保育園・幼稚園及び老人福祉施設の法人化のほか、市の温泉施設等を運営しております第三セクターの経営改善にも積極的に取り組んでおり、太田地域の奥羽山荘を地域の温泉施設として継続して営業していただくため、株式会社わらび座に一定期間、一定額の支援をしながら施設を無償譲渡するなど、市が行う事業の必要性や費用対効果

を再検討してまいります。さらには職員定数の適正化など、歳入・歳出全般にわたる抜本的な見直しを図り、財政の健全化に努めてまいります。

職員給与等の削減につきましては、常勤特別職の給与、議員報酬、一般職の給与について市民サービスの財源を少しでも確保するため、削減率の違いはありますが平成20年度においても引き続き削減について協力をお願いしたいと考えております。

なお、21年度以降については、財政改革の進捗状況、国の経済動向、地方財政対策などを見極めた上で当初予算編成時点で判断してまいります。できるだけ早い時期に本来の給与水準に戻せるよう財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 質問の第3点中、平成19年度地域枠予算の執行事業の状況につきましてお答え申し上げます。

地域枠予算は、各総合支所が地域協議会との協議により、自主的・主体的な市民活動の支援や地域が抱えている課題に対し、現地即決できる予算としてございます。

予算の執行に当たりましては、事業内容により市の自主事業、地域の団体と行政との協働事業、地域の団体などが主体となる事業の3つの類型に区分けしてございます。

その予算額は、平成19年度も大曲地域1,000万円、そのほかの地域にはそれぞれ500万円を配分いたしてございますが、大曲地域ではホテルが飛び交う里山を活用した地域活性化、玉川のウライ見学や鮭産卵の学習など地区特有の伝統・文化を生かした地域の文化発信活動事業が行われてございます。また、神岡地域における地域ボランティアの育成活動支援事業、西仙北・協和及び太田地域における花いっぱい運動推進などを通じた地域美化活動事業、中仙地域においては公民館分館の環境整備美化事業や旧鉄道敷地活用の多目的公園造成事業、南外地域では食育推進事業、そして仙北地域での地域づくり講座の開催など多様な地域づくりの活動事業が、1月末でございまして118事業実施され支出されてございます。

今後も各地域協議会からの意見などを踏まえ、地域が抱えている課題に対し地域住民が連携し、自主的・主体的に行う地域づくり活動に本予算を活用することにより、市民のまちづくりへの参画意識を高めるとともに、協働型まちづくりの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 次に、藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問の第2点は、農地・水・環境保全向上対策事業についてであります。

初めに、平成19年度の事業検証と実績につきましては、共同活動として現在管内では122の組織が活動計画を策定し、地域住民の活動に参加して景観作物の植栽や生態系保全などの活動が実施されております。

また、営農活動として、南外地域で1組織、太田地域で4組織が取り組んでおり、稲作が主体となっておりますが、地域がまとまって化学肥料や農薬を大幅に軽減させるなど環境保全を重視した活動が実施されております。

活動範囲といたしましては、管内水田面積の68%の1万2,231haで実施されており、支援金は共同活動、営農活動を合わせて5億3,400万円が交付されております。

活動内容につきましては、それぞれの組織が計画、テーマに基づいた活動実績となっていることから、一定の成果が上がっているものと考えております。

次に、一年を経過しての課題等につきましては、本事業は本年度から5カ年の予定で農村環境の保全を地域ぐるみで行うものであります。本年度は実施初年度であったことから、地域住民への制度の内容の周知を積極的に行ってまいりましたが、一部には組織運営及び景観作物の技術管理等について課題を残す事例も見受けられました。

このため市としましては、裁判管理や経理ソフトの講習会、活動に係る相談会などを実施して対応に努めております。

次に、今事業に係る転作未達成等の面積につきましては、平成19年度の面積は約185haで、農家数は147人となっております。当該面積に係る支援交付金は、事業の最終年度の平成23年度に返還の対象となるものであります。

次に、平成20年度に向けた方針、取り組みにつきましては、地域の農地、生態系などの環境保全を維持向上するためにも共同活動と営農活動を一体的に取り組むことが効果的でありまして、消費者ニーズに沿った地域農業の展開や振興に資する上で有意義であると考えております。

今後は、このような取り組みが管内組織でより多く実践されるよう指導してまいりたいと思っております。

また、事業終了後の組織活動が、それぞれ地域独自の創造性を発揮し、円滑に活動を

継続するための組織づくりが重要であると考えており、活動組織代表者の意見交換会や情報提供など、市と活動組織が相互に連携を図れる体制を構築いたしまして、本対策の趣旨に沿った活動が展開できるよう、あわせて指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 14番、再質問ありませんか。

○14番（佐々木洋一君） 最初の質問について再質問したいと思いますけれども、この農業問題につきましては、これまでたくさんの議員の皆さんがご質問されてきておるわけですが、ここに私、会議録見せていただいております。この中で市長なり当局の答弁を見ても、いつも同じような答弁が繰り返されているんです。全く前に進んでいません、本当に。今日の答弁もそのとおりです。ですから、私はもっと、農業振興計画策定されておると思いますが、ただそれもやっぱりその時代、社会の情勢に応じて、きちんとやはり見直しを図りながら、的確な農業政策、支援策というものを講じると、対策を立てるということが本当に必要ではないかなと思います。私は一番申し上げたいのは、せっかくこの19年からの品目横断対策、担い手対策で市の農業の40%近くをカバーできる、受け皿となる担い手ができたということは大変よかったなと思っております。これからもっと推進していかねばならないと思いますが、このせっかくできた経営体、担い手が、将来、農業がしっかりやっけていけるように支援していくと。それが5年なるのか10年なるのか私わかりませんが、その一つのきちとした期間を設けて、確立できる、経営が確立できるようなものに向かった支援策を市独自としてひとつ考えて欲しいなと思っております。市の20年の農業予算を見ても、本当に全体予算の5.2%が農業振興費でありまして、中身を見ますと全く18・19ですね、20年のこれを見ても本当に変わってないですね。本当に新しい対策、本当に見えてません。ですから、これまで何回も議員の皆さんがいろんなこのことを心配しながら何とかならないか、対策とられないかという質問されてきておりますが、ここ18・19、20年の予算という中で、どうかひとつもっとしっかりとした、やっぱり現場と農家の声を聞いた中での市としてのきちとした独自のこう言う支援策をしながら将来の市の農業を支えていくんだということをひとつ考えて欲しいなと思います。それについてもう一度市長からのご答弁をお願いしたいなと思います。

もう一つは、私どもも平成19年の品目横断を機会に農業法人を立ち上げさせていただいて、この一年間、経営というか、経営になるのかどうかわかりませんがやっ

てきたわけですが、その中でいろいろな県なり、それからJAさん主催の研修会、マーケティング研修会などに積極的に参加させていただいております。その中で、これ少々お名前言っていいのかわかりませんが、伊藤忠商事の農業部門を担当する関連会社の役員の方がおいでになって何回も研修を受けさせていただきました。そしてその中で、今、中国野菜が非常に問題になっています。その中でこの会社も中国に野菜づくりをお願いしながら逆に日本に輸入していると、こういうような商社の取り組みをしてきたわけですが、こういう中国の野菜の問題が起きてから、やはり日本で安全な野菜をつくって安定した供給ができないものかなということで大変模索している状況とお話されてきました。そしてその中で、この大仙市、非常に今30%を超える転作がなっておるんですが、もう大変な面積が転作、米を作れない、作らないで転作ということになっておるわけなんです、こういうものを生かしていけないのかなということ非常にその方は訴えておりました。私方では、いつでも受け入れてやっていきたいと、こういう話をされています。ですから、何かそこに対する、これは、このことはJAさんの問題もあるのかなと、取り組みの仕方もあるかなと思いますが、市としてもこれまで市長の答弁をお聞きしても、JAさんとかいろいろ農業関係団体、そこの連携等の中にこれを推進しやっていくんだという答弁を何回もされております、前から。ところが、このところが本当に見えてきておりません。ですから、ここら辺をどうかひとつ、農家は本当はこういうものをやりたいんだと思っているんです。ですが、ただやっぱり販売、マーケティングについては非常に弱い。そういうことの中で、ひとつそういう中央からきている商社といいますかそういう方たちが、いや、私の方で受け入れてやっていけるよという話もされているんです。ですからそこについても、ひとつ市としてももっと連携を深めてこられたと思いますが、もっと実施できるような、実現できるような形の取り組みをひとつして欲しいなと思いますが、その点について伺いたと思います。

それでもう一つは産地づくり交付金ですが、これは稲以外の水田営農という形の中で転作部分の作付けをきちんとしながら、そこから安定した収入を得るという対策を市で奨励、推進してきたと、これをずっと続けてこられたわけですが、これが平成19年度、品目横断担い手対策ということで大変先程申し上げましたとおりに取り組みされる集落、それから認定農家、法人等がたくさん出てきたわけですが、その方たちもそういう一つの将来的な経営というものを考えながら、きちんとこの転作分に作付けし、

それは大豆であれ小麦であれという形でやってきておるわけですが、ただその中で、やはり先程申し上げましたとおり、私たちが一年経過してみますと、大豆の10a生産費、どのぐらいかかっているのかなということを考えますと、大体4万2、3千円です。そして大豆が3俵、180kg、200kg穫れましても、今は3万5、6千円にしかありません。ですから、非常にこの産地づくり交付金に頼るところが大きいということが農家の今の現実であります。それから昨日、うちの方の高橋幸晴さんは小麦の方を栽培しておりますので、その状況をお聞きしましたところ、やはり200kgぐらいしか穫れないと。それも非常に天候に左右されてしまうと。そして品質的にも2等以上でないと話にならないということで、2等で60kg当たり5千円ですか、ですから3俵穫れても1万5千円と、やはりこれも、その中にいろいろ生産といえはその農家によって違うと思いますが、1万6、7千円かかっているということを考えますと、やはりこれも産地づくり交付金に頼らざるを得ないと。本当にこういう状況の中で、本当はこの補助金・助成金に頼らない農業というのは本当に大事だなということは農家も十分わかっているんですけども、今の現状を考えますと、これが本当にそういう実態だと思います。ですから私は、その中で先程の産地づくり交付金、例えば品目横断加入の大豆だけを考えると、平成19年と比べて平成20年は10a当たり7千円下がっております、交付額が7千円下がっております。ですから非常に将来に向けての営農計画を立てづらい訳です。平成21年は何となるだろうと、こういうことです。ですから、私はここをちょっとお願いしたいのは、例えば大豆の品目加入した場合は4万円以内というような今数字出ていますけれども、そうすればこれ4万円以内ということになれば、2万円も4万円以内だわけですけれども、4万円を確保できる、そして来年も4万円確保できる。そして下がった分については市が助成なり補完していくと、こういう形で経営の安定化に向けた支援はできないのかなと、こういうことをまずひとつお願いしておきたいなと。それについてもお聞きしたいと思います。

それをご答弁願いたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐々木洋一議員の再質問にお答えいたします。

課題が多岐にわたって非常に大きい課題なので答弁しきれぬかどうかわかりませんが、一つはこの担い手の支援対策も含めて農業予算に対する考え方でありましてけれども、大仙市として国の制度が前提になるわけでありましてけれども、その中でやっぱり

地域の特性を生かしながら大仙市の経済力もありますので、そういう中でどういうふうな対策が有効であるかということ相当厳選しながらやってきているつもりであります。毎年同じではないかと言われますけれども、一つの制度というのは一定の長さでありますので、むしろ大きく変動すること自体が私は不自然ではないかと思えます。例えば農地・水・環境につきましても国の制度等にのっかってやっておりますので、全体で国・県、そして大仙市の助成も含めまして5億円以上の支出を我々の自治体でやっております。やった以上は5年間、我々は全力でやろうと、こういう形で皆さん参加して、やっぱり農地・水・環境を守っていこうと呼びかけたわけでありますので、これは意地でも5億3,000万円ぐらいの金額、国・県の補助とこちらの財源もありますけれども、続けていかなきゃならないということで大変な財政負担をしながら我々これを続けていこうという考え方で実施したつもりであります。そういう意味で、私は農業振興策というのは継続させるという前提で考えるものでありますので、そんなに大きな変動はないものだと思います。ただ、やっぱりその時々で、やはりこれを振興しなきゃならない、これを新しく加えなきゃならないといった場合は、それは新しい考え方で体系の中に上乘せしていくという考え方でやっていかなきゃならないと思っております。

それから、いろいろ今、商社のお話もありましたけれども、なかなかこういうのというのは見極めが難しいのではないかなと思っております。私もいろいろな仕事をした関係がありますけれども、商社の論理というのはその時その時で外国がいいという外国に行きますし、外国がまずくなると国内産と、こういうふうにすぐ切り替えられます。非常に危険なことではないかなと思っております。ただ、そういう中で本当にバイヤーとしてしっかりした人もいますので、そういう見極めをつけながら、本当に継続してそういうところと提携していけるものであれば、やっぱり踏み込まざるを得ないと、踏み込んでいくべきだと思いますけれども、見極めも大切ではないかなと思っております。

私は現在の中国の例の農薬問題を見てみますと、もう一度やっぱり国内の安全な農産物に還りたいという、還るべきだというやはり消費者含めた議論になりますので、そのチャンスを何とか我々は生産できる農地を持っているわけでありますので、そこをやっぱりチャンスととらえて、議員ご指摘のようにまだ物足りないとすれば議員の皆さんと一緒に、大仙市の特色ある農業振興策は何かというものを模索してまいりたいと思っております。

それから、この産地づくり交付金を含めた市の補助でありますけれども、我々もできるだけ、本当に限られた財源の中でこの農家が元気がなければその地域経済も元気にならないというこの経済の仕組みでありますので、できるだけ対応はしていかなきゃならないと思っております。ただ、今の全体の国の農業情勢の中で、頑張っても支えきれない部分もあるということも議員ご承知かと思っておりますけれども、できるだけやはり我々のできる対応はしていかなきゃならないと思っております。

それからもう一つ、例えば大豆の問題でもそうですけれども、もう少し生産者含めてJAサイドでもやっぱり頑張ってもらいたいなど。我々が支援する、いろいろ支えるものというのは、やっぱり限られているところでありますので、何とか生産者自らもう少し、大豆なら大豆でも秋田県産、あるいは大仙市産の大豆をもっと高く売る、いいものを作って売るといふことで頑張っていたきたいなというのも本音であります。

以上、概括的にご答弁申し上げましたけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 14番、再々質問ありませんか。はい、14番。

○14番（佐々木洋一君） それで、市長の答弁、そのとおりだと、そういうことだと思います。ただ、私は特に変動を求めているわけでありませぬので、どうか市として前向きなひとつ対策支援を持って振興策、農業振興に当たって欲しいということですので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは2つ目の質問をしたいと思っております。農地・水に関することです。

未達成面積者が185haですね、147人ということではありますが、これはあれですか、大仙市だけが何ですか未達成者が出た、未達成面積が出た場合は活動費を返還するという、そういう取り決めになっているのですか。仙北市とか美郷町ではそういう形ではないなという話も伺っていますが、そこら辺のところはいかがなものでしょうか。

それからもう一つは、資金計画の比率の考え方ですけれども、いろいろ現場の声を聞いてみますと、基礎部分、それから誘導部分、それから運営費というような形に分けられているようですけれども、どうもその基礎部分についてももう少し配慮して欲しいというような声が大変多いわけですが、この比率の考え方はどういう考え方でこういう比率を定められたのかなということなんです。

それからもう一つは、それぞれの地域によっては国・県、それから市とか市以外の関係団体の管理地とか農地というかそういうものがありまして、非常に景観に対してあまりよくない状況のある場所、箇所もあるわけですが、そういうものについては何ですか、

国・県の管理とかということになれば、そこに農地・水のいわゆる景観対策とかそういう活動はしていけないのかと、こういうことについてはどうなのかなと思いますし、また、一年間取り組んでみて、市のそういうこれまでの指針を定めながらこの活動をしてきたわけですけれども、一年を経過した中で新たにこういうこともやっぱりやる必要があるのかなというような独自のとか追加指針とか、そういうものについては考えておられるのでしょうか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 藤原部長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（大坂義徳君） 藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 最初のご質問の転作未達成者の取り扱いなんですけれども、現段階でこういうふうな形で転作未達成者に対して助成金を行わないという形をとっているのは大仙市のみかと思ってございます。これはどうした観点からこういうふうな形に決めたということは、これはいずれ米の三位一体改革とか、転作等も一緒に推進していくという米政策改革大綱の中から、やっぱり転作に協力をしてくださった方々を中心にやっていくと。転作を協力しなかった者に対しても同じような形でやるというのは、市の指針としてまずいのではないかという形の観点から、これが生産調整の実施を要件にすることは、生産調整の実施に有効な手段だという観点から大仙市として独自に決めたものでございます。

それから、活動の比率でございましてけれども、本来、県において基礎部分の割合は3割程度という形のものでやってきたわけでございますけれども、基礎部分につきましては本来、自分たちで今までやってきた取り組みだということで、農業者が主体にやってきた活動であるということから、それらは従来やっていたものだという観点から、さらにその上の誘導部門をみんなして協力してやっていただきたいという観点から、基礎部分を20、それから誘導部門を30から40程度に引き上げた。そして管理は10から20ということであったんですけれども10%以内に抑えて、誘導部門に大仙市としては力を入れていきたいという形のもので決めたものでございます。

それから、19年度の実施を踏まえまして計画管理等の新たな対策の要件はないかというご質問ですけれども、現段階で新しいものはまだ考えてございません。ただ、景観作物をやった場合に、先程も課題としてお話しましたように、技術的に何かうまくいっていないケースがあります。ただ、国・県の指導によりますと、そのことやった自体は、

実際やったという実績等があればオーケーだという話は出たんですけども、ですけども、このものが成就した形でなければこの事業が達成されたという形にならないと思いますので、まずはその技術管理指導を行って、その達成を確かめていって、それからまた先のことを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

すいません、今お話になりました農地以外のものについて、この事業をかけてよいかというお話ですけども、それは構わないと思います。農地対象エリアを一本にしてやるものですから、その対象地域内に入っているもの、それに対してはその活動は行っていいと思います。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 14番、再々質問ありませんか。

○14番（佐々木洋一君） 今のことについて再々質問ですけども、未達成者、未達成面積については5年後を目途に活動費の返還ということでありまして、これはあれですか、県なり国の指針ではそういうことが定められていないということのなかで、これは何か法令ではないでしょうか、何かそういうもので違反するとかそういうことはないのですか、ひとつこれをお聞きしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） お答えします。

これは市の単独で決めることができる要綱であります。その中の要綱で決めたこととございまして、これについて特別違反ということではそのものではありませんけれども、ただ、この部分は国の方に返還しますよと、5年後に精算して返還しますよというふうに県と国と話しておりますので、そのような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 14番。

○14番（佐々木洋一君） 次に3番目の質問、市民の安全・安心についてお伺いしたいと思いますけれども、総合窓口を活用してということで、そのとおりきちっとやっていただきたいと思いますけれども、ただ市民の皆さんが本当にそういう、何というか総合相談窓口というものをきちんと理解し周知されているのかなという点が一つと、また、もっと市民が気楽に足を運んでいろんな相談をする、お願いをするという形ができる環境に今ないのではないかなと。それは私の方の中仙地域というわけではありませんけれど

ども、そのあたりはどうなのかなと私大変心配しているところですが、そこら辺のところについてひとつ質問したいなと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市役所及び総合支所は、市民にとって一番身近な場所で、いろいろ相談しやすい場所、来やすい場所にすべきだと思います。そういう意味で今それこそ全体でそういう体制、あるいはそういう形でやっぱり仕事をしようということによってやっておりますけれども、残念ながらまだ一部職員の中でそういう対応ができない職員がいるようであります。そういう問題についても、できるだけやはり指導をしながら、やっぱり市民はお客さんですから、来たらやっぱりこやかに迎えていろいろ話を聞くという、そしてその市民は何々課に来てもその職員は市全体のこと、一定の知識はあるという形で来るはずでありますので、私は何々担当だからわかりませんという言い方は絶対させないようにしなきゃならないと思います。一定のことは受けまして、その担当する部門でなければ処理できない部分をきっちり案内してやる、そういうふうな習慣をつけないといけないのではないかなと思います。一部窓口においてそういうことに対してうまくできていないということは時々私のところにも直接耳に入ってきますので、そうしたことがないように、やっぱり常に市民の皆さんと接する窓口のところをしっかりとさせなきゃならないと思いますし、あるいは接しない人たちもいつかは窓口に立つわけありますので、職員としてのやっぱり自覚、意識の問題、そういうものを高めていかなきゃならないと思っています。

○議長（大坂義徳君） 14番。

○14番（佐々木洋一君） それでもう一点、安全・安心の再々質問ですけれども、あれですか、私の方の話をしまして大変恐縮ですけれども、例えば道路にちょっと穴が開いていたというようなことでひとつお願いしますと、なかなか本庁の方の予算、きちんとお願いしてそれを決定しないとなかなかできないというような形で、すぐ迅速にやれない形がちょっとあるかなと私大変心配しておるわけです。その点について本庁と支所との関係、予算の関係、どうだろうかということの一つです。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 合併当初はなかなかそういうあれがなくて非常にご不便をおかけしたことがありますけれども、そういう課題については予算が……きちっとした予算は

対応しなきゃならないものもありますけれども、支所のそれぞれの建設課、一定のまずそういうものに対応できるような仕組みにはなっておりますので、いちいち本庁にどうのという問題ではないというふうに思っております。それは課、あるいは支所の力量の問題だと思えます。

○議長（大坂義徳君） 14番。

○14番（佐々木洋一君） 最後に4番目のことについてご質問申し上げたいと思えますが、市の財政が22年から4年度にピークに達するという中で、いろいろ職員の給与等々の削減も含めながら改革は進められておるわけですが、あれですか、職員の給与等については財政の見通しが、健全化の見通しが立った時点ということですが、今の状況でありますと20年はもちろんお願いしてまいりたいと思えますし、21年、22年と、当分の間はそういうお願いはされていくような形でやっていかざるを得ないというようなご判断でしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 職員の給与の削減につきましては、2つの職員団体の皆さんと話し合いを続けながら、19年度から原則で3年間、協力をお願いしたいという前提でお話しております。ただ、やはり大変なことでありますので、我々も努力しますし、もちろん職員一人一人も努力しながら仕事の効率を高めたり、あるいは様々な仕事に対して、やっぱり費用対効果というものを考えていろいろ仕事をしていく中で、例えば19年度でも相当改善されてきている部分もございます。そういう話し合いも職員団体としております。ただ、今の全体の我々の税收、あるいは使用料等の自主財源の問題、それから、国からの交付税とか、あるいは補助金関係の問題、全体をトータルしますと今の厳しい状況はなかなか簡単には克服できないということで、ただ、単年度単年度、やっぱり職員も一生懸命努力するわけでありまして、あまり努力しない職員は困るわけですが、全体としては努力しながらやっぱり克服しようという意識がありますので、単年度単年度やはりその国から入ってくる状況なども、ひとつ我々できるだけ早い時期に職員団体にも提示をしながら、話し合いをしながら、やはりその努力した結果が見える場合は、やっぱり一定の戻しといいますか本来の姿に少しでも戻るようなことをやろうという、そういう考え方で職員団体と話し合いをしながら、何とか頑張って早く本来の姿に、決して高い報酬、公務員もらっているわけではないと思っておりますので、戻していかなければならないものだと思っております。ただ、全体の状況の中で先程来お示

ししておるように、22年から24年度ぐらいが一番、大仙市は厳しい状況を迎えるという前提の中で今考えておりますけれども、単年度単年度、国の動向などの情報も職員団体の皆さんに出しながら、一緒にこの問題を考えていこうということで話し合いは続けながら、単年度単年度判断していきたいと思っています。

○議長（大坂義徳君） 14番。

○14番（佐々木洋一君） 終わります。

○議長（大坂義徳君） これにて14番佐々木洋一君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。本会議は3時10分に再開します。

午後 2時59分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 日程第2、報告第1号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第3、報告第2号から日程第61、議案第64号までの59件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 私は、議案第21号、大仙市老人憩いの家の条例の一部改正案についてお尋ねしたいと思います。

この条例案は西仙地域の2カ所、そして中仙地域の4カ所の老人憩いの家を廃止しようとするものであります。

1日当たりの利用者数が大変減っているというふうなことだとか、利用者が固定しているというふうなこと、そしてこれに加えて老朽化が進んでいるというふうなことへの対応として費用対効果の問題もありますので廃止もやむを得なしという立場も理解できるわけでありましてけれども、現に高齢者が非常に楽しみにして利用している施設でもあ

り、廃止するにしても、この代替りの施設はどうなるのか、どこになるのか、あるいはその施設を毎日利用することができるのか、そしてその施設を誰が管理するのかといったようなことが十分に現在の利用者に説明がやっぱりされるべきではないかというふうに思うというふうな、こうした問い合わせが利用者の実情をよく知っている方からあったわけですので伺います。

それで第1点目は、廃止方針を打ち出すに当たって、現在利用している高齢者への説明、理解、納得を得られるという、こういった手続きが十分にとられてきたものだったのかどうかという点。

それから2番目に、この代替施設での利用が可能というふうにしておりますけれども、これまでの老人の憩いの家の機能、すなわち高齢者が閉じこもりや孤独を防止しながら語らい、レクリエーションの場として毎日開館して気軽に訪れ、一日ゆっくり過ごせるといった、こうした老人憩いの家ならではのこの施設機能はその代替施設でも維持できるように今後きちんと考えておられるものなのかどうか、管理体制も含めて、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この件につきましては、相当前からいろいろ関係する住民の皆さんにも丁寧に説明しながら、代替えする施設も十分あるという判断で踏み切らせていただきました。詳しくは健康福祉部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 私の方からは、市の具体的な地域対応等についてお答えをさせていただきたいと存じます。

廃止を予定しております老人憩いの家のうち、西仙北地域2施設については、現在、高齢者ふれあいセンター及び公民館内に併設されておまして、条例を廃止いたしましても引き続き同じ場所で、これまでと同様の高齢者の交流の場として利用できるというふうな観点から、特に利用者への説明は行っておりませんが、中仙地域の4施設の廃止に係る利用者の説明につきましては、4施設の利用者を対象に計9回の説明会を開催させていただきまして、延べ42名への当該方針の説明をしてきたところでございます。説明会におきまして、利用者の減少に加え、安全に使用するためには多額の修繕費用を要することなどの事情を説明いたしましたところ、廃止を残念がる声もありましたが、

合併前からの懸案事項でもあったことでもあり、参加いただきました方からは予定していたことで廃止もやむなしの声がおおむねでございましたので、説明会では廃止は理解していただいたものと考えておるところでございます。

また、代替施設でございますけれども、これはすべて公民館分館を想定いたしております。各施設とも分館までの距離は500m以内に位置しておりますし、ご案内のように管理職員がすべて配置されているというふうな状況でございます。

利用につきましては、公民館の利用規定に基づいての利用になりますが、ちなみに休館日は憩いの家が毎週月曜日と第2・第4金曜日、並びに国民の祝日となる休日及び年末年始8日間で、公民館は毎週月曜日と年末年始8日間のみとなっております。

利用時間につきましては、憩いの家が午前9時から午後5時までで、公民館につきましては午前9時から午後10時までとなっております。

また、冬期間の暖房料の負担はしていただくことにはなりますが、使用料につきましては高齢者は免除規定の対象となっております。

利用日や利用時間等は拡大するわけでございますけれども、公民館という汎用施設であることから、利用に当たりましては所要の手続きが必要となりますが、高齢者の利用が多い時間帯が午前中であることや、現在の1日当たりの憩いの家の利用者の平均が1桁台であることなどから、現在の専用施設と同じ内容とは言えないまでも公民館にあっても管理職員も配置されているというふうなこともあり、高齢者同士の多くの交流が期待できるものと考えておるところでございます。今後、公民館部局とも連携を図りまして、できるだけ高齢者が利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を願いたいと存じます。

終わります。

○議長（大坂義徳君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） これにて質疑を終結いたします。

議案第9号、議案第17号、議案第36号、議案第37号及び議案第43号までの5件は総務常任委員会に、議案第10号から議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第20号、議案第31号、議案第38号、議案第39号、議案第42号及び議案第46号までの13件は企画産業常任委員会に、議案第13号、議案第

14号、議案第21号から議案第25号、議案第28号から議案第30号、議案第32号から議案第35号、議案第40号、議案第41号、議案第44号、議案第45号、議案第52号から議案第54号及び議案第61号から議案第64号までの25件は教育民生常任委員会に、報告第2号から報告第4号、議案第26号、議案第27号、議案第47号から議案第51号及び議案第55号から議案第60号までの16件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第62、議案第65号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第65号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第63、議案第66号から日程第77、議案第80号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第80号は総務常任委員会に、議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号及び議案第77号から議案第79号までの7件は教育民生常任委員会に、議案第68号及び議案第71号から議案第76号までの7件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第78、議案第81号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第81号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第79、議案第82号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） お疲れのところすみません。

今回の20年度の予算、歳入、今いろいろ去年の年末から道路特定財源でにぎわしているわけでございますけれども、私は先般、大仙市議会でも意見書案を提出いたしました。このことについては100%、私、是としているわけではございません。しかしながら、今この3月の予算議会において、今、国の制度で地方自治体が混乱するようなことになっては私は大変国会としてもうまくないんじゃないかと、これは私見でございます。どうしても議論しなければならないことであれば、一年かけてじっくりと、これからの道路行政はこうだと、そういうことでやってもらいたい、これは私の意見でございます。そういうわけで、今回こう予算が盛られておるわけでございますけれども、果たして大仙市の中で道路特定財源の分はいかほど交付税、そのほかの譲与税で見積っておるのか、第一にそこからお聞きいたしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 総務部長から答弁させていただきます。

○議長（大坂義徳君） 老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 道路特定財源と呼ばれるものの歳入につきましてご説明申し上げます。

当初予算書によりますと、歳入2款地方譲与税、これは地方譲与税でありまして2つあります。自動車重量譲与税と、それから地方道路譲与税、これを合わせまして9億7,352万4千円という予算額であります。それからもう一つ、市町村に交付される道路特定財源といたしまして歳入8款自動車取得税交付金というのがあります。予算額としては3億2,081万6千円という額を当初で見込んでおりまして、全体では12億9,434万円という額になります。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 13番。

○13番（斉藤博幸君） それだけで13億円というとてつもない数字だわけでございます。議長採決で3月の末にどうなるか私もわからない、一寸先は闇でございます。これもわかりません。しかしながら予算上計上したことにおいて大仙市としては、これはそれなりの計画、施設の部門で足り得るわけでございます。そこで、この13億円の金もし最悪のシナリオになった場合、入ってこなければこれは事業はできない、そうなっ

た場合、除雪費からいろんなことありましょう。教育、福祉までやろうとしたことができないかもしれません。そういう最悪の予想も考えられるか考えられないか、考えで結構です。今こう言ったから後でこうだとは言いません。そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 冒頭で議員が発言された今の年度末ぎりぎりになって新年度予算をみんな組んでいるところ、道路の問題については新年度じっくり議論をして方向づけをすべきだと、そういう考え方で私も賛成であります。良識ある国会ですので、そういう混乱するような事態にはならないものだというふうに私は信じておりますけれども、最悪の場合については対応する方法については、財政部門も含めて検討はしております。以上です。

○議長（大坂義徳君） はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） 次に、歳出の方でございます。細かいことは申しません。先程来、一般質問の中でも市長答弁なされました。お昼休み、会派の方へ来て、副市長さんも若干言ったことがございます。私はやっぱり市長4年目だし、市の職員が千数百名おるわけでございますけれども、職員同士が和を持ってやってもらわないことには市民にとってこれ大変な不快感を感じるので、これは要望でございます。答弁はいりません。十二分にそこら辺を配慮して20年度の事業を遂行していただきたいと思っております。答弁はいりません。

○議長（大坂義徳君） ほかに質疑ありませんか。はい、27番。

○27番（鎌田 正君） 2点ほど質問いたします。

予算書のページ数で101ページの12事業で、角間川温泉の揚湯施設の管理費120万円ほど計上しておりますけれども、たしか角間川温泉の設置条例は廃止しておるはずでございますので、これはどのような取り扱いしているのか一点と、それからもう一点、私も第三セクターの特別委員でございますので、できれば特別委員会を開催していただければ有り難いなど思っておったわけですがけれども、今回いろいろ日程が詰まっておって特別委員会も開催の予定がないようですので、あえて質問させていただきたいと思っております。この第三セクター特別委員会の際に何回も申し上げておったわけですがけれども、今回1億700万円の貸付金を計上しておるわけですがけれども、かつてはユメリアがこの中で一番大きな貸し付けになっておるわけで、7,300万円ほどですか、

かって私どもも旧西仙北町時代に私もユメリアの設置に当時の議員といたしまして痛切に責任を感じている一人でございますけれども、なかなかこの厳しい中で存続はして欲しいなという気持ちは山々でございますけれども、ここで大きく改革していかなければこういう大仙市の財政事情の中で非常に厳しい状況になるのじゃないかなと。特にユメリアとインターの関係した施設があるわけですが、これにつきまして今後、市長として非常に頭の痛い点だと思いますけれども、案は、改革案は今示さなくても方向づけだけはどのようなお考えになっているのかお聞き願えればなと思っています。この2点についてまず質問しておきたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 角間川温泉の関係につきましては、副市長から答弁させていただきます。

西仙北ぬく森温泉の関係につきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、もう少し時間をかけて様々な方向づけをしなければならないということで表明させていただいておりますので、特別委員会の皆さんにも当然ご相談しなければなりませんし、実際にそこに働いている皆さんもおりますし、そういう問題も含めて大変大きな課題でありますので、何年もかけるというわけではありませんけれども、方向づけについてこの一年ぐらいでやはりやっていかなければならないのではないかなという、そういう形で所信表明述べさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 角間川温泉の件でございますけれども、確かに昨年の第1定例会で条例を廃止しております。その際に角間川温泉については、第三者に源泉を譲渡するというふうなことでしたけれども、それが諸般の事情で相手方の事情で譲渡することができなくなっております。ただ、その後も角間川温泉の角水に対しましてはお湯は給湯しております。そういうふうなことで、条例は廃止になりましたけれどもお湯をくみ上げる電気料がかかりますので、そういうことで20年度も1年分の月10万円の12カ月分ということで120万円の電気料を計上したところでございます。その後、この予算編成後も話し合いをしまして、電気料については角水の方から負担していただくというふうなことになりました。ところが、源泉のある用地でございますけれども、これが先般、破産宣告しました田畑建設の用地になっておりまして、この予算でその用地を購入したいというふうに考えておるところでございます。そういうことで、当初とは

ちょっと変わってきておりますけれども、その関係について今後、予算の組み替え等出てくるというふうに考えております。あるいは予算の流用というふうな形で考えていかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、今現在、破産管財人等まだ確定しておりませんので、そういうふうないろいろな不確定要素がございますので、今現在のところははっきり申し上げることはできませんけれども、そういう状況であるということと、角水が今現在温泉を使って経営をしているというふうなことでございまして、先般の昨年の状況の第三者でなくて角水の方にこの源泉を譲渡といいますかそういうことで今交渉しているところでございます。

それでもう一点、この第三セクターの貸し付けの件でございまして、確かに全体で3つの第三セクターの運営の資金ということで1億700万円の予算を計上させていただいております。それで、そのうち西仙北温泉インターについては、議員が今おっしゃったとおり7,300万円というふうなことでございまして、この西仙北温泉インターにつきましては18年度から貸し付けを開始したところでございます。その際にも赤字額が増えてきておりまして、18年度に2,400万円、そして19年度においてもその後また経営の赤字というふうなことで赤字額が増えましたので、19年度では4,700万円というところでございます。20年度、市長の所信表明でも申しましたとおり、今後、第三セクター、今の西仙北温泉インター株式会社がこのままユメリアを継続していくかどうか、できるかどうかということを経営的に判断しなければならないと思っております。ただ、このままですと市からのいろいろな燃料費の高騰の部分とかプールの指定管理料とかいただいても、やはり2,500万円程度の赤字が出てきます。そういうふうなことで、最終的には内々の取締役会では20年度中に何らかの形をしなければならない。ということは、三セク会社では経営から撤退しなければならないというふうなことを考えております。ただ、撤退するにしてもあの施設をすぐ閉鎖するわけにはいきませんので、この後、民間…公募という形で指定管理する方がおりませんかということで公募をしたいと思っておりますけれども、その一連の手続き等かかりますので、20年度においてもさらに2,600万円ほどの貸し付けを上積みして、まず20年度の、来年の3月末までには結論をつけていきたいと。それ以前にもっと早く結論をつけていきたいと思っておりますけれども、そういうことで考えておるものでございます。

それともう一点、この貸し付けの関連でございましてけれども、太田リゾートの関係ですが、奥羽山荘を今、わらび座の方へ4月から無償譲渡する形になりますが、奥羽山荘

自体の累積赤字もあります。この問題についても20年度中に何とするかということをしていかないと、この赤字を背負って行って太田リゾートが中里温泉の経営をやっていくことできませんので、やはりこの際、20年度において奥羽山荘をわらび座に譲渡するこの契機に、奥羽山荘自体の累積赤字も何とするか結論をつけていきたいと思います。それについても特別委員会の方と協議しながらやっていきたいと思いますので、どうかそこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） はい、27番。

○27番（鎌田 正君） 角間川温泉の件でございますけれども、いろいろ経営経過があるようですけれども、120万円どうのこうのじゃなくて、私はそうだとすればきっちり指定管理者制度を設けて、その角水ですか、そこら付近へきっちりやるとか何かしなければ、ただそういうことで後から流用するとかといったって、これは果たして私どもの議会に対しての説明不足になるのじゃないのかなと、こう私は認識しております。果たしてそういう手法でこういう予算執行ができるのかどうか、ちょっと私は疑問に感じておるわけですが、その点まず一つ。

それから、ユメリアの件ですが、先程申し上げましたとおり私も議決した人間の一人ですので責任を感じておるわけですが、しかしながらこういう社会情勢、あるいは経済情勢の中で非常に厳しいのもわかっております。したがって、できれば先程申し上げましたけれども、存続して欲しいなという気が山々ですが、何せこういう状況ですので、なかなか議会から理解得られる状況じゃないのかなと思っております。そこで私はやっぱりユメリアとインターをきっちり切り離してものを考えていかなければ、一色単にもものを考えていくとインターもなくなり、ユメリアもなくなっていくんじゃないのかなという危惧しておりますので、そういった点、インターの件も当然市からの支援なくして当然起債なんかもありますので支援なくしては単独では当然採算は合わないのは重々わかるんですけれども、もう少し人員配置の件、あるいは給与体系も見ながら人員配置をしながらやっていければ、何とか現在の従業員は守れるんじゃないのかなと思っております。これはおそらく副市長が一番よくわかっていると思いますので、私の言わんとすること大体わかっていると思いますので、何とかそこら付近ご理解していただきたいなと思っております。

いずれこのユメリアの件も、何とかひとつ早めに方向づけして、地元の皆さんに不安のないようにひとつ方向づけをしていただければ大変有り難いと思います。

その角間川の件、もう一点、ひとつご答弁願えればと思います。

○議長（大坂義徳君） 久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 角間川温泉の件でございますが、先程申しましたとおりこの120万円につきましては、当初段階でこの予算を計上する段階では、やはり電気料というものが毎月かかっておりますので、この電気料をまず予算計上しないと電気が止まりますので温泉が出ないということで予算計上したところでございます。そういうことで、その後、継続的に角水の方ともいろいろ話し合いして、角水でも今現在営業しておりますものですから、お湯がなくなると困るというふうなことから、そうすれば市として温泉条例は廃止したものですから、従来は温泉条例あったときは角水の方から温泉供給料ということでお金をいただいておったわけですが、今現在は条例がなくなったものですから角水からその温泉供給料というものはもらえないというふうな状況でしたので、とりあえず温泉の電気料だけは上げておかなければいけないということで120万円を計上したところであります。その後、この予算を上程した後でも引き続き角水と交渉しておりまして、4月以降の部分、交渉して、最終的に角水の方から、そうすればその電気料は私の方で持ちますよと。そういうことで、そうすればその用地の問題が出てきたんです、その時に。用地は田畑荘が田畑建設のものだと角水がわかっておりましたので、それで用地についてはちゃんと処理してくださいよと。これが第三者に渡りますとお湯を上げることもできくなりますので、やはり角水が営業していくとなれば用地の取得というのは当然出てきますので、この予算の中で何とかその用地を確保したいということで私先程答弁したものですから、そこいら辺、事情をご理解をひとつお願いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） はい、27番。

○27番（鎌田 正君） あまり突っ込むと悪く思われますので、これ以上お話しませんが、この当初の歳入の面を見ましても昨年より5,000万円ほどの歳入減になっております。昨年まで8,000万円ほどあったのが今回は2,000万円ほどしか計上しておらないわけで、したがって、別にこれが全部ユメリアの分とか奥羽山荘の分ではないと思いますけれども、非常にこれからの支援策も今までは入湯税分を支援するという、各施設にやってきたわけですが、非常に厳しくなって、入湯税以外にも一般の方から相当支援をしていかなければ第三セクターが持ちこたえられない状態ではないのかなと。したがって、なるべく早い機会に、先程も申し上げましたけれども、

方向づけをするよう再度お願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） これにて質疑を終結いたします。

議案第 82 号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 80、議案第 83 号から日程第 102、議案第 105 号までの 23 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第 86 号及び議案第 100 号から議案第 105 号までの 7 件は総務常任委員会に、議案第 83 号から議案第 85 号、議案第 88 号、議案第 89 号及び議案第 96 号から議案第 99 号までの 9 件は教育民常任委員会に、議案第 87 号及び議案第 90 号から議案第 95 号までの 7 件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 103、議案第 106 号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第 106 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 104、議案第 107 号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第 107 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 105、陳情第 71 号及び日程第 106、陳情第 72 号の 2 件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の委員会付託陳情文書表のとおり、それぞれ記載の各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月12日から3月18日までの7日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、3月12日から3月18日までの7日間、休会することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、来たる3月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 3時42分 散 会

